

# 三豊市こども計画



令和7年3月  
三 豊 市



## 市長挨拶

三豊市では、平成 27 年に「みとよ すくすく子育てサポートプラン」、「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」を策定し、計画の基本理念である『三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち』の実現をめざし、市民の皆さんと関係機関等との連携のもと、こどもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してまいりました。

この間、国ではこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和 5 年に施行されました。また、こども施策に関する基本的な方針を示した「こども大綱」では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

こうした中、市民の皆さまのご意見をいただきながら、三豊市子ども・子育て会議での議論を重ね、これまでの計画からの継続性を重視し、こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の実現や、こども・子育て施策を総合的に推進するため、『三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる こどもまんなかのまち』を基本理念とする「三豊市こども計画」を新たに策定しました。三豊市全体でこどもや子育て家庭を支え、地域ぐるみで子育てを支援する環境を整え、誰もが笑顔で健やかに成長できる「こどもまんなか」のまちづくりをめざしてまいります。

引き続き、市民の皆さんと関係機関・団体の皆さんと一緒にになって、こどもたちの輝かしい未来のために、こどもや子育て世帯に寄り添った施策を展開してまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました三豊市子ども・子育て会議の委員の皆さんをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆さん、日頃からこどもと子育て支援に携わっていただいている皆さんに心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

三豊市長 山下昭史

## 【目 次】

第1章 計画の概要 .....	1
1.計画策定の背景 .....	1
2.計画の策定経緯 .....	1
3.計画の位置づけ.....	2
4.計画の期間及び推進体制 .....	2
5.住民の意見の反映と情報公開 .....	3
6.計画策定までのスケジュール .....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1.人口の推移と推計 .....	5
2.人口構造.....	6
3.出生の状況 .....	7
4.自然動態と社会動態.....	8
5.婚姻の状況 .....	8
6.女性の就業状況 .....	9
7.こどものいる世帯の状況.....	10
8.こどもの人口推計.....	11
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況.....	12
1.教育・保育事業の状況 .....	12
2.子育て支援サービスの状況 .....	13
第4章 調査結果について.....	14
1.調査概要 .....	14
2.調査結果からみられる傾向・課題 .....	15
3.こども計画をめぐる様々な視点.....	16
第5章 基本理念と施策体系 .....	18
1.計画の基本理念 .....	18
2.計画の基本目標 .....	19
3.計画の施策体系 .....	20
4.計画の数値目標 .....	21
第6章 施策の展開.....	22
基本目標1.各ライフステージにおける支援の充実 .....	22
基本目標2.子育て世帯への支援の充実 .....	30
基本目標3.こどもの健やかな育ちの支援 .....	37
基本目標4.こどもの家庭生活の支援の充実 .....	43
基本目標5.困難な環境にあるこどもの支援 .....	44
基本目標6.こどもにやさしい地域づくり.....	47
第7章 就学前教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	52
1.提供区域の設定 .....	52
2.就学前教育・保育事業.....	53
3.地域子ども・子育て支援事業 .....	63
資料 .....	75
1.子ども・子育て会議 委員名簿 .....	75

2. 子どもの人口推計(区域別) .....	76
別冊資料 「三豊市子ども・子育て支援についてのアンケート調査」	



# 第Ⅰ章 計画の概要

## Ⅰ. 計画策定の背景

令和5年4月にこども基本法(令和4年法律第77号)が施行され、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することとされました。

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、その実現に向けた取り組み内容などを「こども計画」にとりまとめていくことが求められていることから、三豊市においても、「こどもまんなか社会」の実現や子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三豊市こども計画」を策定しました。

### ■ こども基本法とは

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められています。

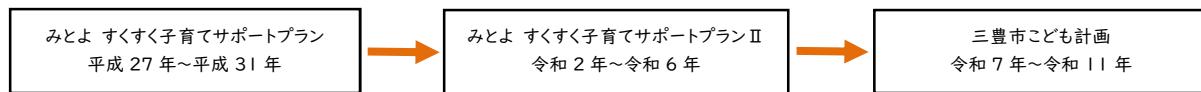
### ■ こども大綱とは

こども基本法第9条に定められたもので、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に準拠したものであり、令和5年12月に閣議決定されました。

こども大綱は、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

## 2. 計画の策定経緯

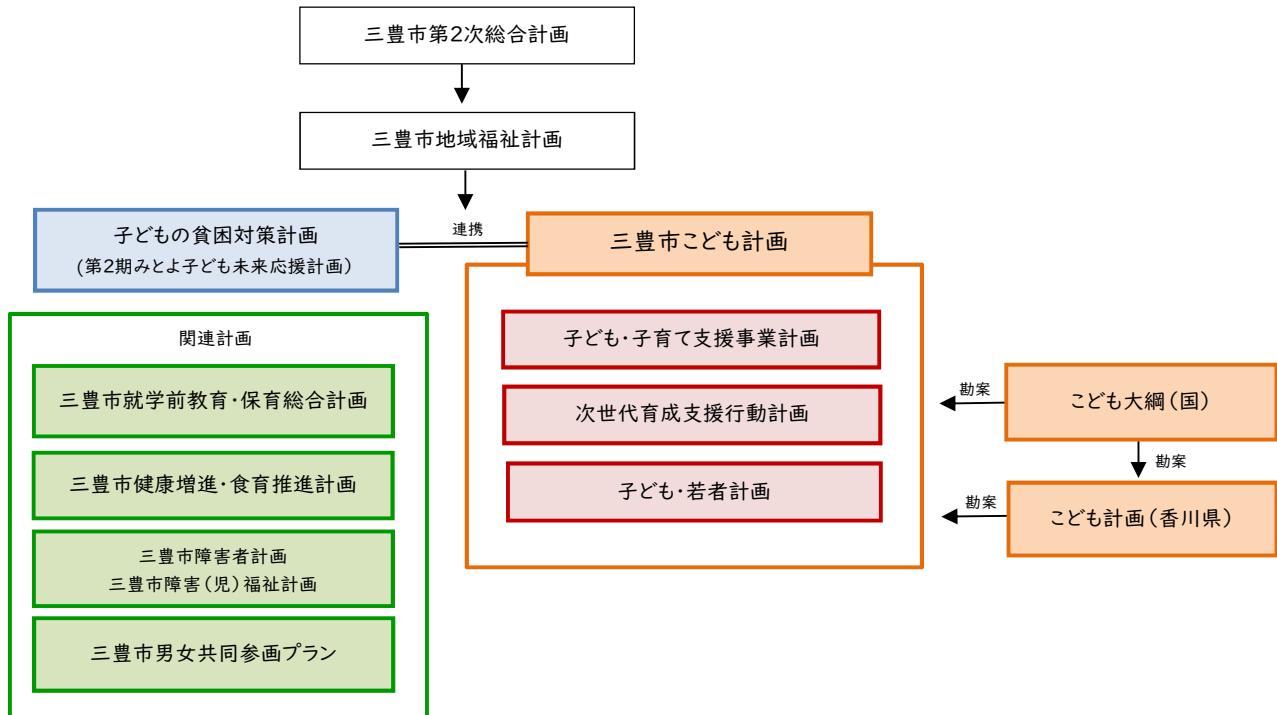
三豊市では、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、平成27年度から次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画である「みとよすくすく子育てサポートプラン」、「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」を策定し、各種子育て支援施策に取り組んできました。この計画は5年を1期としており、令和6年度をもって終了することから、「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」の各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度、取り組み状況を評価し、こども計画として改定する形で、本計画を策定しました。



### 3. 計画の位置づけ

本計画は国の「こども大綱」と香川県の「こども計画」を踏まえて策定しました。

また、「三豊市第2次総合計画」の分野計画であり、子どもの貧困対策の推進にかかる「第2期みとよ子ども未来応援計画」など、関連する市の保健・医療・福祉・教育分野の計画との連携を図ります。



### 4. 計画の期間及び推進体制

- ・本計画は、令和7年度を初年度とする令和11年度までの5か年とします。
- ・今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行います。
- ・PDCAサイクルにより、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげます。
- ・保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体等の子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。
- ・地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。

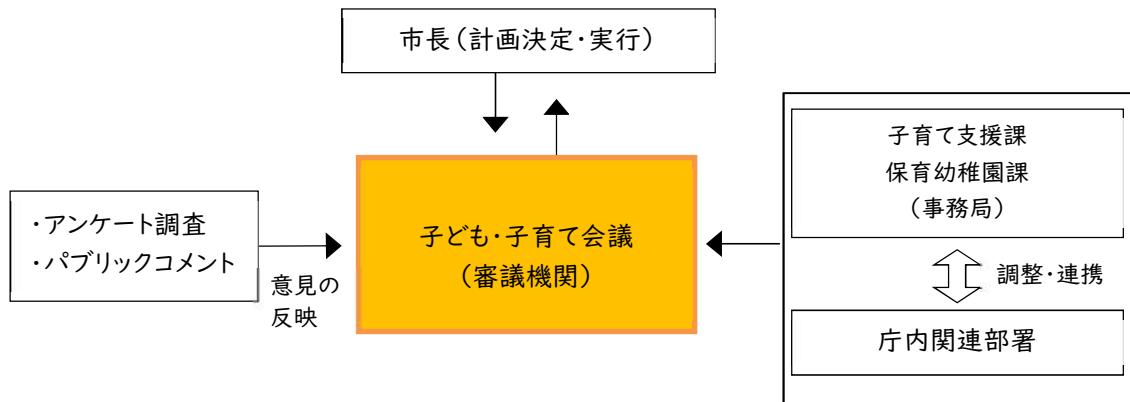


## 5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

### (1)「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に直接かかわることができる仕組みです。こども計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、協議・検討を行いました。



### (2)「アンケート調査」の実施

こども計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯と、15歳～39歳までのこども・若者を対象としてアンケート調査を実施しました。調査結果は、こども計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として活用しました。

### (3)パブリックコメントの実施

計画案をホームページ等で公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

### (4)こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められており、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方公共団体に義務付けられています。

三豊市では、今後も、こども施策に係る取組みを実施・検討する際には、こどもや若者のみなさんの意見を聴き、政策に反映できるよう取り組みを推進します。

## 6. 計画策定までのスケジュール

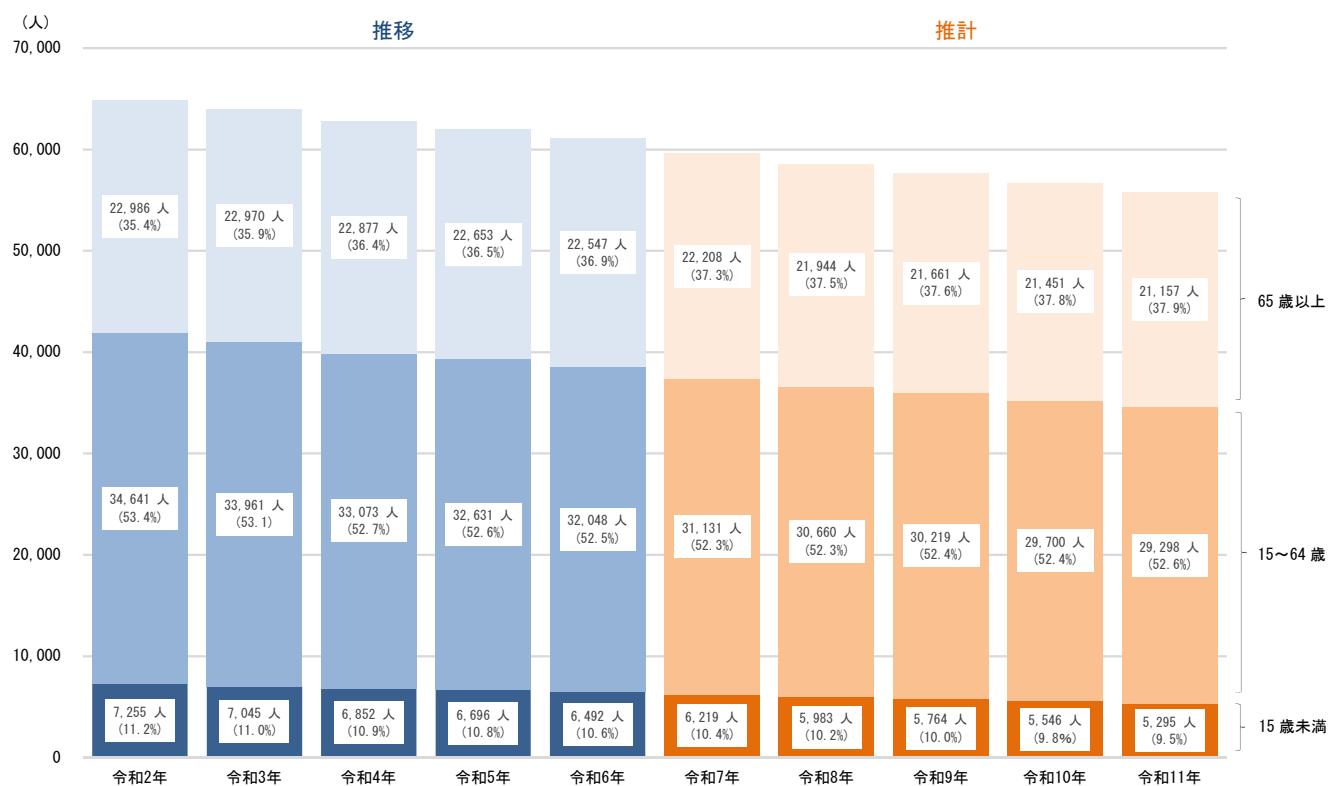
年 度	月 日	内 容
令和6年度	6月4日	第34回子ども・子育て会議 ・「三豊市こども計画」の策定方針について ・「三豊市こども計画」業務運営計画について
	8月1日	第35回子ども・子育て会議 ・アンケート調査票(案)の検討 ・「みとよ すぐすく子育てサポートプランⅡ」の進捗状況について
	8月19日～9月2日	保護者アンケート調査の実施
	9月2日～9月24日	こども・若者アンケート調査の実施
	10月22日	第36回子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果について ・量の見込みと確保方策について ・基本理念・施策体系について
	12月16日	第37回子ども・子育て会議 ・「三豊市こども計画」素案検討 ・パブリックコメント実施要領の検討
	1月27日～2月25日	パブリックコメントの実施
	3月17日	第38回子ども・子育て会議 ・パブリックコメント結果報告 ・「三豊市こども計画」原案決定

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### I. 人口の推移と推計

総人口は減少で推移しており、少子高齢化も進行しています。  
また、推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、年齢三区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

#### ◆人口推移・推計◆



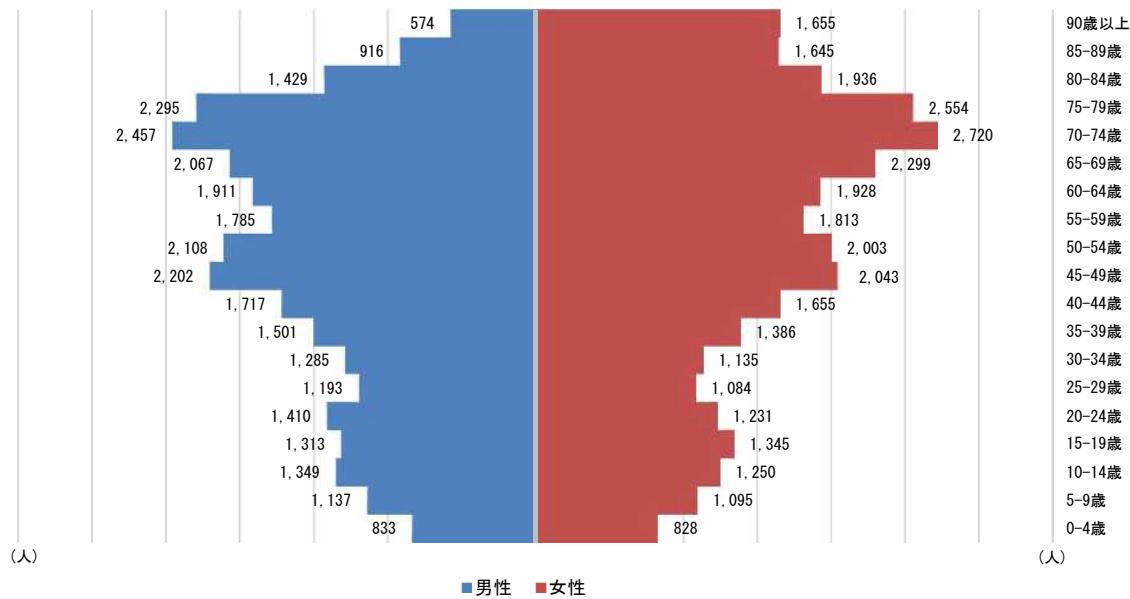
資料:【人口推移】住民基本台帳(各年4月1日時点)

資料:【人口推計】住民基本台帳(令和2年～6年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

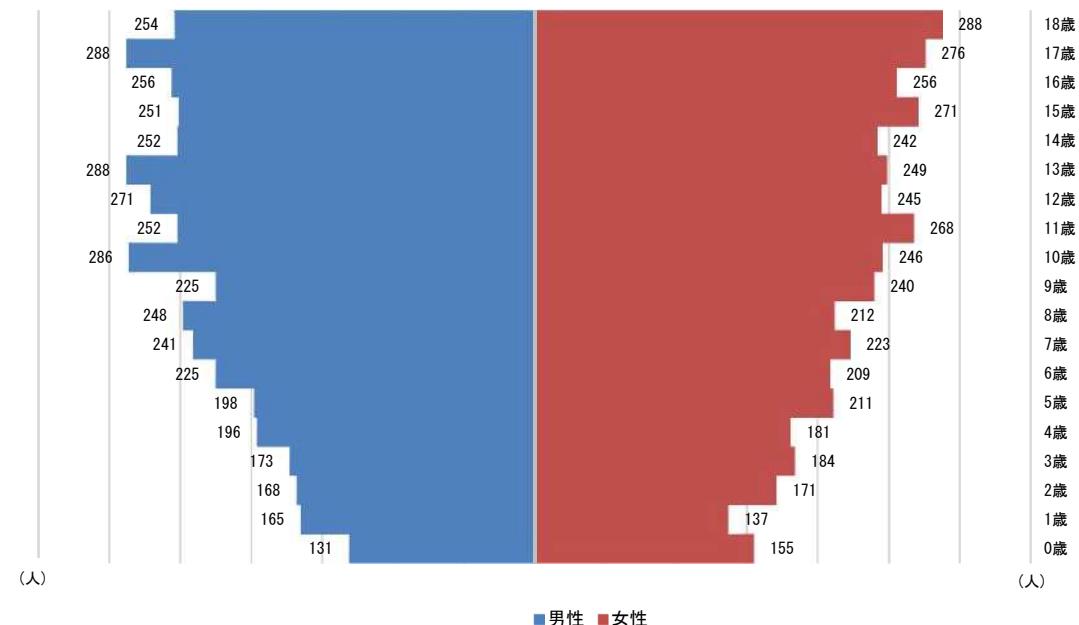
## 2. 人口構造

全体では、70~74歳の人口が多く、20~30代の若者と15歳未満の子どもの人口が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢が低くなるにつれて減少の傾向となっています。

◆人口ピラミッド(5歳階級別)◆



◆人口ピラミッド(18歳以下の1歳階級別)◆

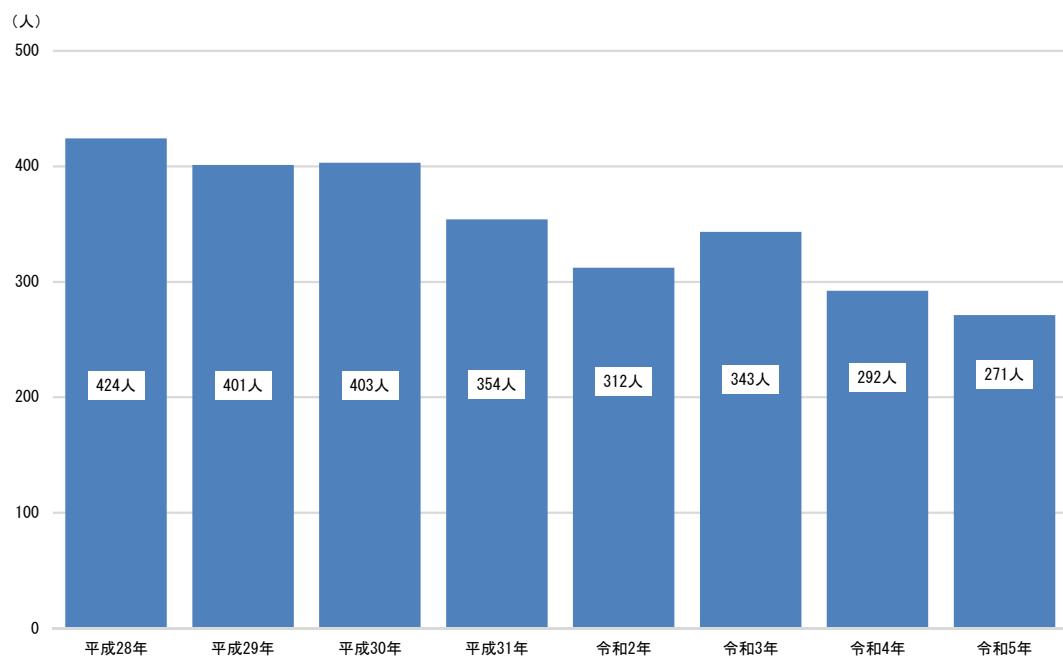


資料:住民基本台帳(令和6年4月1日時点)

### 3. 出生の状況

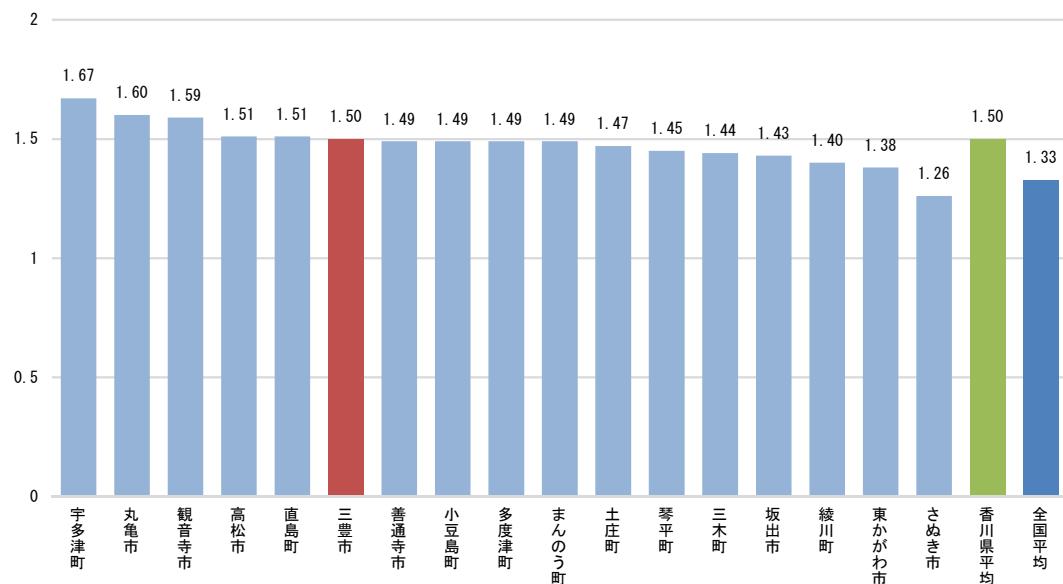
出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は県内市町で比較すると上位 6 番目で、全国平均より高く、県内では平均値と同率となっています。

#### ◆出生数◆



資料:香川県人口移動調査(各年1月～12月)

#### ◆合計特殊出生率(県内市町比較)◆

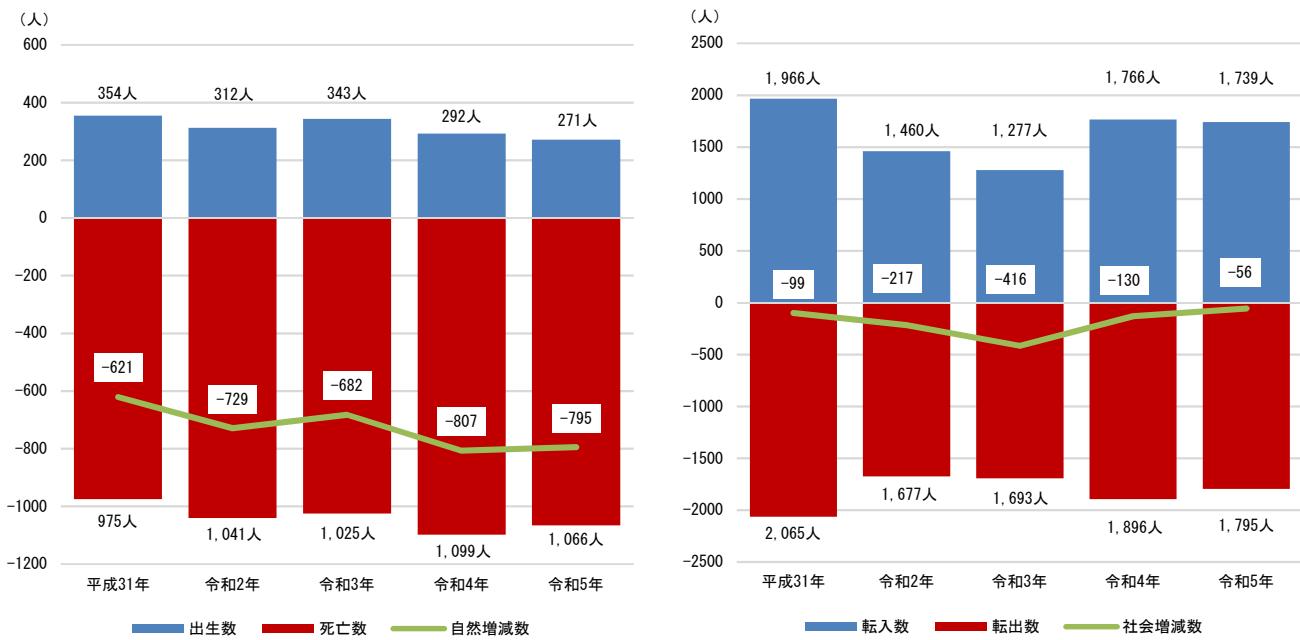


資料:厚生労働省平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況(人口動態統計特殊報告)

## 4. 自然動態と社会動態

自然動態・社会動態ともにマイナスで推移しています。

### ◆自然動態と社会動態◆

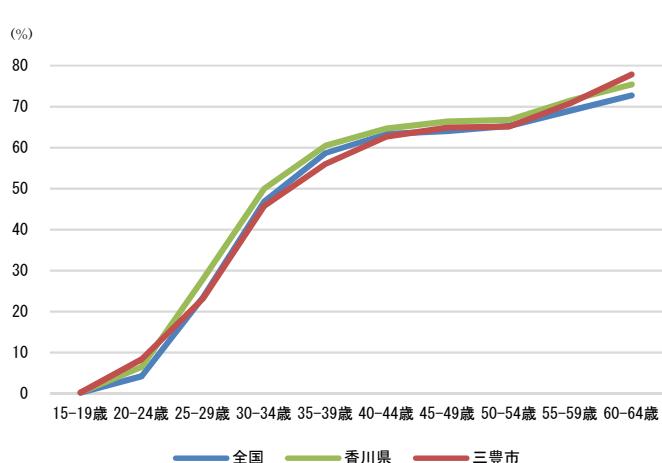


資料:香川県人口移動調査(各年1月～12月)

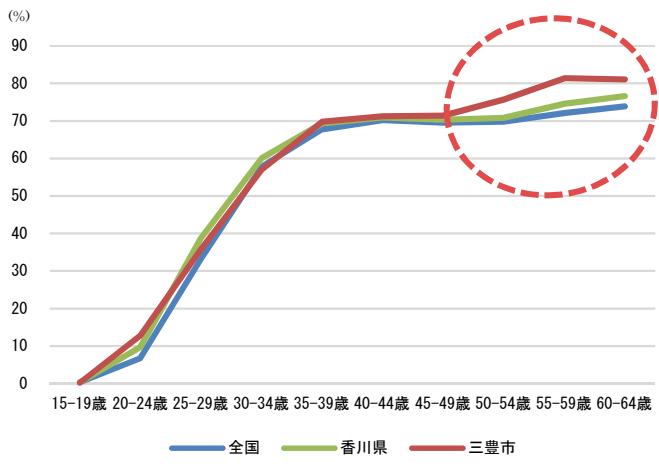
## 5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、全国及び県と比べて、男性については、ほぼ同様となっています。  
女性については、50歳以上で高くなっています。

### ◆有配偶率(男性)◆



### ◆有配偶率(女性)◆

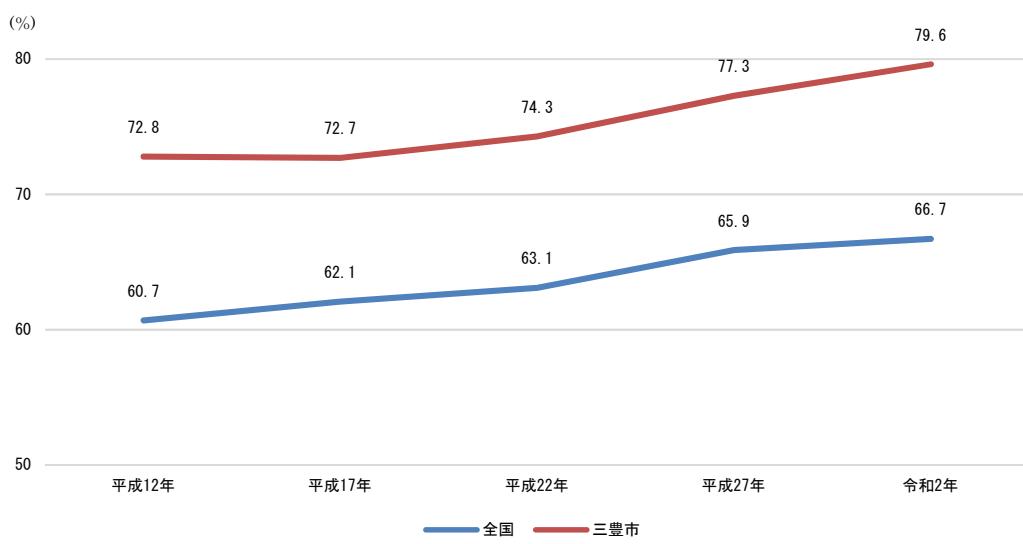


資料:国勢調査(令和2年)

## 6. 女性の就業状況

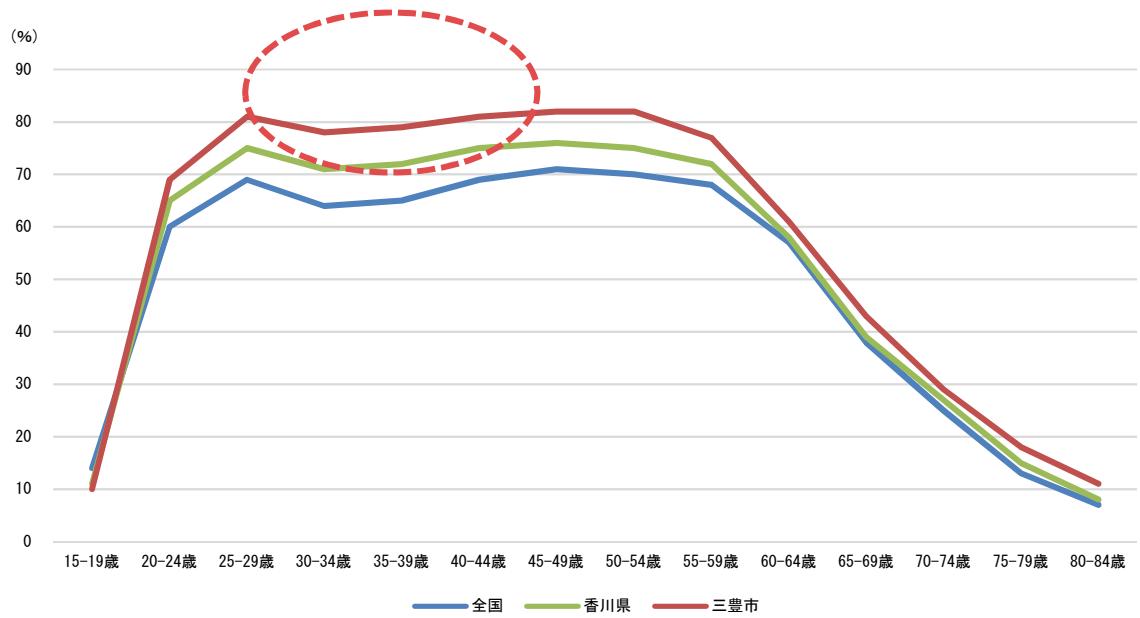
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より高く推移しています。また、年齢別に女性の就業率をみると、25～44歳では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、「M字カーブ」が若干見られます。

### ◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

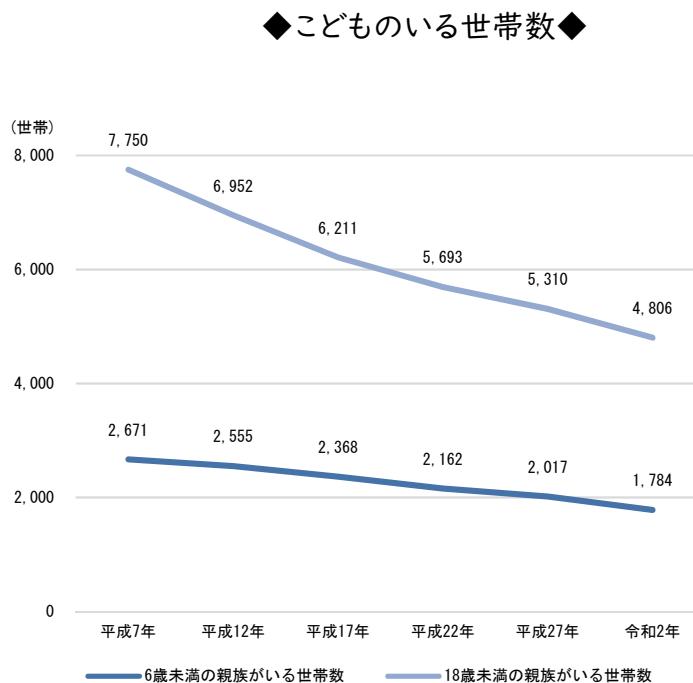
### ◆女性の就業率（5歳階級別）◆



資料：国勢調査（令和2年）

## 7. こどものいる世帯の状況

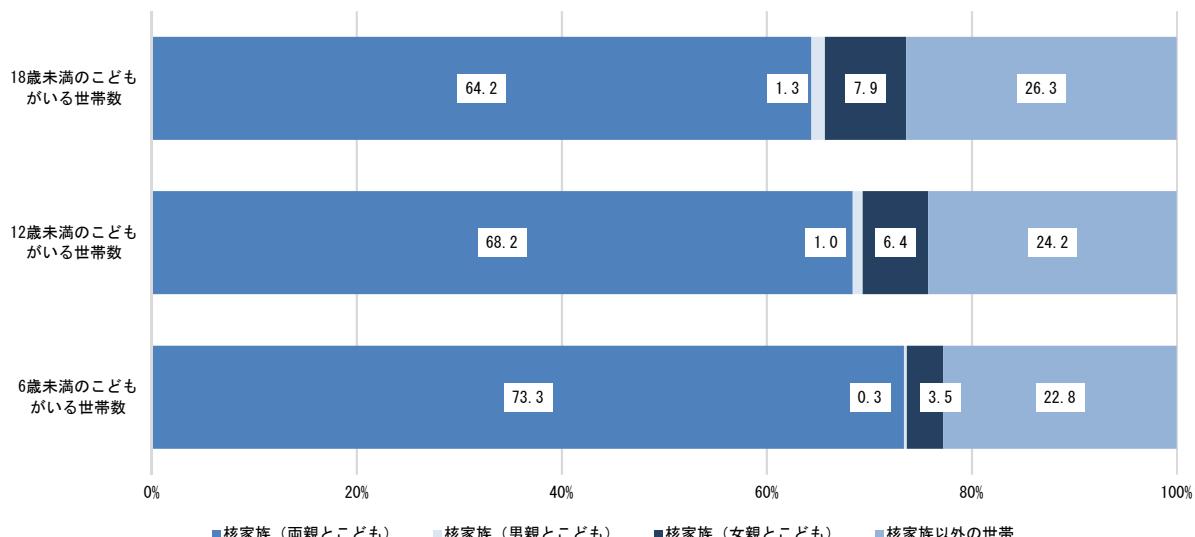
こどものいる世帯数は減少傾向にあるものの、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

また、こどものいる世帯の家族形態をみると、およそ7割が核家族となっており、6歳未満のこどものいる世帯では3.8%、18歳未満のこどものいる世帯では9.2%の割合でひとり親世帯となっています。

### ◆こどものいる世帯の家族形態◆



資料：国勢調査（令和2年）

## 8. こどもの人口推計

今後のことどもの人口推計をみると、市全体及び各区域ともに、出生数の減少に伴いことどもの人口も年々減少していくことが予想されます。

### ◆ことどもの人口推計(市全体)◆

	実績		本計画期間中の推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	286	269	261	254	245	240	
1歳	302	292	282	275	267	257	
2歳	339	303	299	289	283	272	
3歳	357	346	312	311	300	292	
4歳	377	351	344	312	313	300	
5歳	409	377	360	353	317	318	
就学前 計	2,070	1,938	1,858	1,794	1,725	1,679	
6歳	434	404	380	361	357	323	
7歳	464	429	407	379	363	356	
8歳	460	459	425	406	382	362	
9歳	465	454	458	428	407	382	
10歳	532	457	453	458	428	406	
11歳	520	524	457	449	457	427	
小学生 計	2,875	2,727	2,580	2,481	2,394	2,256	
12歳	516	510	522	453	451	453	
13歳	537	512	513	524	453	451	
14歳	494	532	510	512	523	456	
中学生 計	1,547	1,554	1,545	1,489	1,427	1,360	
15歳	522	484	526	505	511	520	
16歳	512	529	494	536	521	524	
17歳	564	510	531	497	539	524	
高校生 計	1,598	1,523	1,551	1,538	1,571	1,568	
合計	8,090	7,742	7,534	7,302	7,117	6,863	

資料:住民基本台帳(令和2~6年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

## 第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

### I. 教育・保育事業の状況

三豊市内には、幼稚園は12か所（公立12か所）、保育所は9か所（公立8か所、私立1か所）、認定こども園は5か所（公立3か所、私立2か所）、地域型保育事業は5か所あります。

#### ■ 幼稚園の利用者数（各年度5月1日時点）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	3歳	211	182	158	135	137
	4歳	282	242	186	180	155
	5歳	288	267	229	202	188
	計	781	691	573	517	480
こども園 (1号)	3歳	6	16	8	11	12
	4歳	6	4	18	8	13
	5歳	4	9	8	17	4
	計	16	29	34	36	29
合計		797	720	607	553	509

#### ■ 保育施設の利用者数（各年度4月1日時点）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育所	0歳	61	46	48	30	33
	1歳	225	204	171	173	153
	2歳	299	250	219	199	199
	3歳	182	168	142	145	117
	4歳	126	139	145	125	128
	5歳	125	121	132	133	120
	計	1,018	928	857	805	750
こども園 (2号・3号)	0歳	6	9	7	13	12
	1歳	3	22	39	40	41
	2歳	2	30	47	44	56
	3歳	49	53	79	83	78
	4歳	38	63	76	80	77
	5歳	37	58	89	77	86
	計	135	235	337	337	350
地域型 保育事業	0歳	9	8	8	16	9
	1歳	18	30	26	23	28
	2歳	12	22	29	25	30
	計	39	60	63	64	67
合計		1,192	1,223	1,257	1,206	1,167

## 2. 子育て支援サービスの状況

### ■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	基本型・特定型	か所	1	1	1	1
	母子保健型	か所	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		延利用者数	16,548	12,734	21,459	21,117
妊婦健康診査		対象人数	370	309	315	309
		健診回数	4,144	3,617	3,503	3,408
乳児家庭全戸訪問事業		人	328	341	297	275
養育支援訪問事業		人	1	1	2	3
子育て短期支援事業	ショートステイ	延利用者数	10	25	10	11
	トワイライトステイ	延利用者数	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	就学前	延利用件数	826	535	734	506
	就学後	延利用件数	704	548	352	454
一時預かり事業	幼稚園型	延利用者数	79,328	83,750	66,607	64,864
	幼稚園型以外	延利用者数	1,890	2,452	2,867	2,609
延長保育事業		人	21	21	26	25
病児・病後児保育事業		延利用者数	23	85	49	60
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)		人	1,201	1,365	1,026	1,256

# 第4章 調査結果について

## I. 調査概要

### ■ 調査目的

本計画の基礎資料として、教育・保育・子育て支援サービスに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、確保するべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に調査を実施しました。

また、市内の15歳から39歳の方を対象に、人生観・居場所・結婚・少子化に関する将来の展望や悩みを把握し、こども・若者施策に活用するため、調査を実施しました。

### ■ 調査概要

調査地域	三豊市全域	
調査対象者	就学前児童	令和6年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある 就学前児童の保護者
	小学生児童	令和6年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある 小学生児童の保護者
抽出方法	調査対象者の中から重複を除いた全数	
調査時期	令和6年8月19日～9月2日	
調査方法	郵送での配布・回収またはwebでの回答	
配布数	就学前児童：1,570	小学生児童：1,465
回収率	就学前児童：60.9%(956件)	小学生児童：46.8%(685件)

調査地域	三豊市全域
調査対象者	三豊市内に住む15歳から39歳の人
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和6年9月2日～9月24日
調査方法	ハガキによる配布、WEB回答
配布数	3,000件
回収率	10.4% (312件)

### ■ 調査結果

別冊資料「三豊市 子ども・子育て支援についてのアンケート調査（令和6年10月）」に掲載しています。

## 2. 調査結果からみられる傾向・課題

### ■ 保護者の就労状況について

就学前児童のいる母親の就業率は87.0%（前回76.2%）、小学生のいる母親の就業率は90.7%（前回85.7%）で増加しています。就業率の高さや核家族化に伴い、保育が必要となる子どもの保育の対応や放課後に子どもたちが安心して過ごせる環境づくりが求められていることから、保育施設等での延長保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等、就労している保護者の子育て支援施策を継続して実施するとともに、さらなる支援体制の充実に努めます。また、仕事と子育てを両立できる体制整備のために、企業に対して啓発等を行い、子育て世帯が働きやすく子育てしやすい環境づくりに努めます。

### ■ 就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用について

現在の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は88.5%（前回78.0%）となっており、利用率が増加しています。三豊で育つ子どもは、就学前の同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けることができる環境を目指し、幼保連携の推進に取り組むとともに、「ななつのたから」の理念に基づき、質の高い就学前教育・保育の実施に努めます。

### ■ 子育てに関する悩みや気にかかることについて

子育てに関する悩みや気にかかることについて、“悩みがある”（大いに思う+どちらかというと思う）の割合は、就学前児童では「自分の時間が十分にない」が最も多く、小学生では「子どもの勉強や進学のことに心配がある」が最も高くなっています。いずれも前回調査と変わらない傾向にあることから、今後も、就学前教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のサービスの充実に努めます。また、すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもを対象に、子ども家庭センター「なないろ」が身近で相談に応じ、子育て家庭を伴走型で支援します。

### ■ 三豊市に求める子育て支援について

就学前児童・小学生の保護者ともに、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」の割合が前回同様最も高くなっています。三豊の子ども・若者が「三豊市で生まれ育ってよかった」、子育て世代が「三豊市で子育てをしてよかった」と思えるように、子どもの遊び場や教育・保育、子育て支援施設等の環境整備を推進するとともに、地域や学校・関係機関等と連携しながら、地域での交流や体験活動等のイベントの機会の充実に努めます。

### ■ 三豊市に求める若者世代への取組みについて

若者世代への取組みについて、重要だと思う取り組みは、就労支援（35.9%）、結婚支援（27.9%）、相談支援（26.6%）、移住定住支援（23.1%）などが挙げられています。悩みを抱える若者や家族への相談体制の強化に努めるとともに、関係機関等と連携しながら支援につながるよう、普及啓発や情報発信を強化します。

### 3. こども計画をめぐる様々な視点

#### ■ “こどもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

近年の核家族化や女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは年々高まっています。乳幼児期の育ち方は子どもの一生の育ちに強く影響するといわれていますが、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育事業や子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小・中学校や放課後児童クラブ等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図ります。

#### ■ 若者の課題解決に向けた支援

私たちは誰もが日々、悩みやストレスを抱えて生きていますが、強いストレスや複雑な悩みが長く続くと、心のバランスが崩れやすくなり、身体にも様々な影響を及ぼすことがあります。大きく膨らんだつらい思いは、吐き出すことで少し小さくなることもあるため、一人で悩まず、早めに専門の相談機関に相談することが大切です。生きづらさを感じている若者やその家族が孤立することがないよう、関係機関との連携を図り、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かな支援を実施し、困難な状況に陥ることを未然に防止するための取組みを行います。

また、若者の地元での就職や子育て世代の就労を支援するために、就職説明会を開催するほか、さぬき若者サポートステーションと連携して、企業紹介ツアーや相談会の開催など働くことに悩みを抱えている若者に対して就労支援を行います。

#### ■ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

妊娠婦や子ども・子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、こども家庭センター「なないろ」の機能充実を図り、ワンストップ支援体制の強化に努めます。子育て家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質と量の両面にわたり充実させ、妊娠期・出産期・乳幼児期・学童期以降へと切れ目のない支援を行うとともに、予防的支援として、関係機関との連携を図り、十分な情報共有により、必要とするところに支援を運ぶことができる体制の充実に取り組みます。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方等の情報提供を行い、家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

#### ■ 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業等に働きかけます。

## ■ 障がいのあるこどもに対する支援の充実

障がいのあるこどもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのあるこどもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

## ■ こどもの貧困対策の推進

三豊市では、子どもの貧困対策をより一層推進していくために、令和5年度に「第2期みとよ子ども未来応援計画」を策定し、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つの方針のもと、子どもの貧困対策に取り組んでいます。子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援や施策をこれからも推進します。

## ■ 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりする等、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行い、保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携強化や啓発活動等により、児童虐待の防止に努めます。また、実態調査等の実施により、ヤングケアラーの早期発見に努め、相談や各種必要な支援につなげるため、各分野の相談支援機関や地域づくり関係事業との連携を図り、重層的な支援体制の構築を進めます。

## ■ 子育てを支える地域づくりの推進

こどもや若者、子育て世帯にとって暮らしやすい環境となるように、市営住宅建て替え等の検討時には、子育て世帯が安心して居住できる環境の整備を実施するほか、公園等がこどもの遊び場や交流・憩いの場として適切に利用できるよう、利用状況を把握しつつ、遊具の点検や修繕を行い、既存施設の維持管理を行います。また、こどもが安心・安全に学校生活等を過ごせるように、教育・保育施設等の環境整備や、適正規模・適正配置に努めます。

## ■ 外国につながるこどもへの支援・配慮

グローバル化の進展に伴う帰国子女や外国人のこども等、外国につながるこどもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう適切な支援を行います。

## 第5章 基本理念と施策体系

### I. 計画の基本理念

# 三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる こどもまんなかのまち

「三豊で育ち」：すべての子どもが笑顔ですこやかに成長できるまち

「三豊が育て」：こども・子育て世帯を地域ぐるみでともに支え、助け合えるまち

「三豊を育てる」：こども・若者が豊かさを実感でき、未来に向かって持続・発展するまち

三豊市では、共働き世帯や核家族の増加等により、様々な面で子育て家庭の負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境や安心・安全なまちの整備を一層推進していく必要があります。

こどもは、家庭に明るさや喜びを与え、家族のきずなを深める大切な一員であり、社会のかけがえのない宝です。こどもたちが健やかで幸せに成長できるように、家庭をはじめ、地域、行政等、社会全体でこどもまんなか社会の実現へ向け取り組むことが重要です。また、子育ての主体は家庭であり親であることが前提であり、家庭において愛情と責任をもって子育てが行える生活環境の整備や子育て支援が求められます。

「みとよすくすく子育てサポートプラン」、「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」では、「三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち」を基本理念として、3つの視点と6つの基本目標を掲げて、次代を担うこどもたちの権利と利益が最大限尊重され、こどもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

本計画においても、この基本理念と視点を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境を整え、子育てに関する喜びが共有され、こどもがすくすくと育ち、「こどもまんなかのまち」を実感できるまちとなることを目指します。

## 2. 計画の基本目標

こども大綱のこども施策に関する重要事項である「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」を基本としながら、次の6つの基本目標を定め、子育て支援に関する様々な施策を推進します。

### 基本目標1：各ライフステージにおける支援の充実

子育ては、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続きます。必要な支援が特定の年齢で途切れることがないよう、社会全体で切れ目のない支援を行います。

### 基本目標2：子育て世帯への支援の充実

地域での交流や子育て支援サービスを充実し、地域全体で子育て家庭を支えます。また、子育てに喜びを感じながら仕事と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と推進を目指します。

### 基本目標3：子どもの健やかな育ちの支援

子どもはいずれ次代を担うという意識のもとに、良質な教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、家庭教育・地域での交流の中で、すべての子どもが豊かな人間性と社会を生き抜く力を養うことを目指します。

### 基本目標4：子どもの家庭生活の支援の充実

すべての子ども・若者が、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望をもって将来を歩んでいけるよう、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進します。

### 基本目標5：困難な環境にある子どもの支援

困難な状況にある家庭を誰ひとり取り残さず、適切な配慮・支援を行うことで、児童虐待の防止に努めます。また、ヤングケアラーの早期発見に努め、各種必要な支援につなげるための体制強化に努めます。

### 基本目標6：子どもにやさしい地域づくり

子どもを交通事故や犯罪、災害から守るため、環境整備（ハード）と関係機関の協力による取組み（ソフト）を進め、子どもを安全・安心に産み育てられる環境の充実を図ります。

### 3. 計画の施策体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策
三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる こどもまんなかのまち	三豊で育ち	目標 1 各ライフステージにおける支援の充実	I-1 妊娠前の健康と不妊・不育症治療への支援 I-2 妊娠期から乳幼児期の親子の健康の確保 I-3 教育・保育サービスの充実 I-4 こどもの健全育成の推進 I-5 若者の課題解決に向けた支援 I-6 生活環境の整備
	三豊が育て	目標 2 子育て世帯への支援の充実	2-1 経済的な負担の軽減 2-2 家庭と地域の教育力の向上 2-3 地域における子育て支援サービスの充実 2-4 多様な働き方の実現と働き方の見直し 2-5 仕事と子育ての両立支援 2-6 ひとり親家庭等への自立支援の推進 2-7 包括的・持続的な支援の充実
	三豊を育てる	目標 3 こどもの健やかな育ちの支援 目標 4 こどもの家庭生活の支援の充実 目標 5 困難な環境にあるこどもの支援 目標 6 こどもにやさしい地域づくり	3-1 次世代の親の育成 3-2 地域における体験活動の促進 3-3 成育医療の充実 3-4 食育の推進 3-5 障がいのあるこどもへの施策の充実 4-1 こどもの貧困対策の推進 ※第2期みとよ子ども未来応援計画 5-1 児童虐待防止対策等の充実 6-1 非行防止対策等の推進 6-2 ネット・ゲーム依存対策の推進 6-3 心と体の成長のための有害環境等対策 6-4 安全・安心な地域づくりの推進 6-5 教育・保育環境等の整備

## 4. 計画の数値目標

こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』の実現に向け、三豊市においても、こども・若者や子育て当事者の視点に立った目標を達成できるよう、令和11年度までにこども大綱の目標値を目指します。

こども大綱 目 標	こども大綱 目 標 値	三豊市現状 (令和6年度)
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%	58%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	80%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	55%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	65%
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	90%

※子ども・子育て支援についてのアンケート調査(令和6年8月)による

三豊市第2次総合計画のまちの将来像『One MITOYO ~心つながる豊かさ実感都市~』を目指し、基本目標③「こどもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち」の目標値のうち、下記について令和11年度までに目標値を目指します。

市総合計画(後期基本計画) 目 標 指 標	目標値 (令和11年度)	基準値 (令和5年度)
若い世代が子育てしやすいまちになっていると思う割合	55.0%	48.6%

※総合計画市民アンケート(令和5年4月)による

本計画独自の数値目標として、三豊市の子育て支援に係る取組分野のうち、下記について令和11年度までに目標値を目指します。

三豊市こども計画 目 標 指 標	目標値 (令和11年度)	三豊市現状 (令和6年度)
「地域における子育て支援の充実の取組み」ができていると思う割合 (保育、地域の子育て支援サービス、児童館、放課後児童クラブなど)	就学前 50.0% 小学生 60.0%	就学前 39.4% 小学生 47.9%
「安心して産み、育てるを見守る体制づくりの取組み」ができていると思う割合 (母子保健、食育、医療サービス、不妊・不育症治療など)	50.0%	就学前 33.2% 小学生 35.3%

※子ども・子育て支援についてのアンケート調査(令和6年8月)による

## 第6章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ. 各ライフステージにおける支援の充実

#### Ⅰ-Ⅰ 妊娠前の健康と不妊・不育症治療への支援

プレ(前)コンセプション(妊娠)で、若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことで、将来の健やかな妊娠や出産、未来の子どもの健康の可能性を広げます。また、子どもが欲しいと願う夫婦やパートナーに対して不妊治療や不育症治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

##### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) プレコンセプションケアの推進	不妊やハイリスク妊娠が増加傾向にある昨今では、早いうちからその原因や自分の健康状態を把握して、ケアを始めることが大切です。若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことで、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産、未来の子どもの健康の可能性を広げることができるよう支援します。	子育て支援課
(2) 不妊・不育症治療費助成事業	子どもを望む夫婦やパートナーへの、不妊治療に係る経済的な支援として、特定不妊治療費の一部助成と一般不妊治療費の一部助成、不育症治療費助成を行い、経済的負担を軽減します。	子育て支援課

## I-2 妊娠期から乳幼児期の親子の健康の確保

こども家庭センター「なないろ」が中心となり、すべての妊産婦・乳幼児・子育て世帯を対象に、必要なサービスの調整や関係機関と連携等を行い、保護者に寄り添いながら、親や家庭の愛情のもとにこどもが健やかに育つことができるよう支援に努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 母子健康手帳交付及び保健指導	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠届により、母子健康手帳を交付します。妊娠届出時の保健師による全数面接により、妊娠期の健康管理等の情報提供と、支援が必要なハイリスク妊婦の把握と支援に努めます。医療機関、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
(2) 妊産婦乳幼児健康診査	妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進のため、医療機関に委託し、妊娠一般健康診査、妊娠歯科健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、2歳児歯科健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。	子育て支援課
(3) 両親教室	妊娠婦及びその家族を対象に、妊娠中の不安を緩和し、健やかに出産・育児に臨めるよう「パパママ教室」、「子育てスタートアップ講座」を実施します。	子育て支援課
(4) 妊産婦・乳幼児相談	妊娠・出産・育児への不安を緩和するために、保健師が妊娠届出時に丁寧な面接を行い、継続的に支援を担当する保健師を紹介します。必要に応じて電話、訪問等で赤ちゃんを迎えるイメージができるよう家族を含めて支援します。 また、全ての乳児を対象として「10か月児相談事業」を実施し、発達の確認と遊びの幅が広がり楽しく育児ができるよう保育士による相談、健診・相談の機会に助産師による母乳相談を行います。	子育て支援課
(5) 妊婦等包括相談支援事業	全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、こども家庭センターの保健師が中心となり、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見直しを立てるための面談や継続的な情報発信	子育て支援課

	<p>等を行うとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を推進します。</p> <p>妊娠期には、「妊娠 8 か月相談」を実施し、全数の妊婦とパートナー（家族）を対象に産後の生活の変化、パートナーシップの大切さ、産後ケア事業等のサービスの利用について伝えます。</p> <p>また、妊婦のための支援給付として、妊婦であることの認定後に 5 万円、出生届出等の後に妊娠している子どもの人数×5 万円を支給し、経済的支援と伴走型相談支援を組み合わせて実施します。</p>	
(6) 産後ケア事業	<p>出産（退院）後、市が委託している医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または助産師の訪問にて、母乳のこと、沐浴、赤ちゃんのお世話、産婦のメンタルヘルス等について、助産師からケアを受けることができる事業です。また、事業を利用する際の交通費の一部を助成します。</p>	子育て支援課
(7) 家庭訪問	<p>健康状態の把握や育児相談に応じるため、すべての赤ちゃんを対象に乳幼児全戸訪問事業を実施します。要支援児、特定妊婦についても、関係機関と連携を図り、家庭訪問を実施します。</p>	子育て支援課
(8) 乳幼児健診の充実	<p>疾病の早期発見、早期対応と子育て支援のため、乳幼児健診（4か月、1歳6か月、3歳）を実施します。支援が必要なケースの継続支援や、健診未受診者対応等、一層の実施体制の充実に努めます。</p>	子育て支援課
(9) 愛育会育成	<p>事務局として組織の活動を支援し母子保健、健康増進の普及に努めます。保護者と子どもが集うふれあい広場、親子の交流のためのイベントの運営、会員の学びのための研修会開催等について、組織と連携を取ります。</p>	子育て支援課
(10) 離乳食講習会	<p>乳児期の栄養及び食習慣の基礎を学び実践してもらえるよう、生後 1 歳未満の子どもの保護者を対象に、栄養士による講義・調理実習を実施します。</p>	子育て支援課
(11) 予防接種	<p>伝染のおそれのある疾病的発生・蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、定期予防接種（ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・五種混合・二種混合・麻しん風しん（MR）・日本脳炎・BCG・水痘・B 型肝炎・ロタ）、法定外予防接種（おたふく）を実施します。予防接種の必要性について、保護者への普及啓発に努めます。</p>	子育て支援課

### I-3 教育・保育サービスの充実

子どもの成長段階に応じた教育・保育内容の充実により、子育て家庭の教育・保育ニーズに応えるとともに、確かな学力・豊かな心・次代をたくましく生き抜く力を、三豊で育つこどもたちが身につけられるよう取り組みます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)就学前教育・保育の充実	市内の保育施設・幼稚園等が、情報交換や職員の合同研修を行う等の連携を図り、「ななつのたから」の理念に基づき、質の高い就学前教育・保育に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
(2)幼保連携の推進	三豊で育つこどもは、就学前の同じ年齢のこどもが同じ教育・保育を受けることができる環境をめざし、幼保連携の推進に取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
(3)幼児教育から義務教育への円滑な接続	保育施設・幼稚園等と小学校の教育方法や環境の違いにとまどい、なじめないケース(小1 プロblem)が問題となっています。こども同士の交流や教職員の連携等に引き続き取り組みながら、子どもの成長を連続した過程として捉えた中での具体的な取組を検討します。	保育幼稚園課 学校教育課
(4)延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や女性の就労率の向上に伴い、保育標準時間以上の保育が必要となる子どもの保育に対応することが求められています。子どもの健康や保護者のニーズを考慮しながら、実施に努めます。	保育幼稚園課
(5)休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日等の保育が必要となる子どもに対する体制づくりに努めます。	保育幼稚園課
(6)乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	満3歳未満で保育所等に通っていない子どもとの保護者を対象とし、こどもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。	保育幼稚園課

(7)確かな学力と豊かな心の育成	<p>児童生徒が多様な他者と協働し、探究し続ける力を育成するために、個に応じたきめ細やかな指導と個を活かした協働的な学びを一体的に推進し、確かな学力の育成に努めます。</p> <p>また、道徳教育を核とし、全教育活動を通して、豊かな心の育成に努めます。</p>	学校教育課
(8)信頼される教育環境づくり	教職員一人一人が資質や能力の向上に努力とともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して地域・家庭・学校との連携を図り、信頼される教育環境づくりに努めます。	学校教育課
(9)いじめ防止対策等の推進	「いじめ防止対策推進法」と「三豊市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めます。地域全体にいじめ防止対策推進法の啓発を図り、いじめの早期発見と対応に取り組みます。	学校教育課

## I-4 こどもの健全育成の推進

放課後児童クラブや子ども会活動、子どもの居場所づくり等を通して、様々な環境にあるこどもたちが健やかにたくましく成長できるよう支援します。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労や疾病等により、昼間家庭保育することができない児童を対象に、放課後及び長期休業中に放課後児童クラブを実施し、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。研修や指導による支援員の資質の向上や適切な施設管理による保育環境の向上に努めます。	子育て支援課
(2) 健全育成の環境づくり	家庭・学校・福祉・警察等の関係機関や地域住民と連携しながら、地域でこどもを育てる環境を充実させるとともに、家庭やこどもからの相談窓口を設け、こどもの健全育成を推進します。	生涯学習課 (少年育成センター)
(3) 地域の人材育成の推進	小学卒業までに体験した単位や校区子ども会での活動や市子連主催の「子ども広場」への参加体験を通して、こどもたちが自主的・主体的に行動できる力を育みます。また、活動の運営にあたっては中高生や保護者のボランティアスタッフを募り、地域でも活動する人材の育成にも努めます。	生涯学習課
(4) こどもの居場所づくり	こどもを取り巻く環境が目まぐるしく変わるなか、地域でこどもたちを見守り育てることが大切です。ボランティアや民間団体等が主体的に運営するこどもの居場所づくりを進めます。こども食堂等の居場所にこどもが集まり、食の提供だけではなく、学習支援や多世代交流を行うことで、こどもの健全な育成の推進を図ります。また、貧困や引きこもり、不登校、児童虐待等の問題を抱えたこどもやその家庭の支援を行える関係機関へとつなぐよう努めます。	子育て支援課

## I-5 若者の課題解決に向けた支援

不登校、ひきこもり、若年無業、貧困など、様々な悩みを抱える若者やその家族を支援するために、相談会を開催し、個々に応じた障害福祉サービスの利用等、各関係機関と連携を図り社会参加の支援を行います。また、さぬき若者サポートステーションと連携し、若者の就労支援につながる取組みを実施します。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 相談・支援の実施	<p>様々な悩みを抱える本人やご家族を対象に、「こちらの相談」「青年・成人の発達障がいに関する相談会」を開催し、本人の意思を聞き取り個々に応じた障害福祉サービスの利用等、各関係機関と連携を図り社会参加の支援を行います。</p> <p>また、心の健康づくりに関する講演会を開催するなど、生きづらさを解消するため当事者だけでなく周りの人たちの理解を深めてもらうよう普及啓発に努めます。</p>	福祉課
(2) 若者の就労支援	<p>若者の地元での就職や子育て世代の就労を支援するために就職説明会を開催します。</p> <p>また、さぬき若者サポートステーションと連携して、市内で就職を希望される方を対象に「三豊市企業紹介ツアー」を開催し、就労支援を行います。就労経験がない方やひきこもり状態にある方を対象に「さぬき若者サポートステーション個別相談会」を開催し、本人の自信を回復し「働きだす力」を引き出し、就職から職場定着までサポートします。</p>	産業政策課 福祉課

## I-6 生活環境の整備

居住環境や公園等の子どもの遊び場の整備、施設等のバリアフリー化等を通して、子どもや若者・子育て世帯が暮らしやすい環境整備に努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 良好的な居住環境の整備	<p>「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅建替え等の検討時には、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れ、子育て世帯が安心して居住できる環境の整備を実施します。</p> <p>また、公園等が子どもの遊び場や交流・憩いの場として適切に利用できるよう、利用状況を把握しつつ、遊具の点検や修繕を行い、既存施設の維持管理を行います。</p>	産業政策課 建築住宅課 都市整備課 土地改良課
(2) 「子育てバリアフリー」の推進	公共施設の新築、増改築時には、段差のない床等、バリアフリーに配慮した施設づくりを実施するとともに、既存の公共施設等、親子の集う場所へのおむつ交換台の設置に取り組みます。	建築住宅課

## 基本目標2. 子育て世帯への支援の充実

### 2-1 経済的な負担の軽減

経済的な面で子どもの育ちが左右されないように、子育て支援サービスへの補助や多子世帯への保育料の減免、保育料・給食費の無償化および軽減等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 子育て応援サービス券 支給事業	3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者に対し、ファミリー・サポート・センター事業、子育てホームヘルプ事業、一時預かり事業等で利用できるサービス券を支給することにより、利用者の負担を軽減し、子育て家庭を支援します。	子育て支援課
(2) こどもが多い家庭への 保育料の軽減	認可保育施設を利用しているか認可外保育施設を利用しているかを問わず、就学前第2子の保育料半額、現に扶養する第3子以降の保育料免除を実施します。	保育幼稚園課
(3) 児童手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安定した児童養育ができるよう、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課
(4) 保育料・給食費等の負担 軽減	保育所・幼稚園等を利用する3~5歳児の預かり保育料や給食費（主食費・副食費）を、国の無償化上限を超える部分を引き続き無償化します。  なお、小・中学生については、現に扶養する第3子以降の給食費を無償化します。  また、第1子から、子育ての経済的負担軽減を実感できるよう、0~2歳児の保育料も、国基準額からの軽減を実施します。	保育幼稚園課 学校給食課

## 2-2 家庭と地域の教育力の向上

地域での交流や様々な支援、家庭での子育て力の充実等により、こどもが周囲の人からの温かな愛情のもとに育つよう努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)家庭教育への支援の充実	社会生活の基礎となる家庭の役割や重要性を学習し、家庭での教育力を高めるため、幼稚園、小学校、中学校での家庭教育学級を継続して開設したり、保育施設・幼稚園等で保護者参加の行事を設けたりする等、地域・家庭における教育力を高める機会の充実に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課 生涯学習課
(2)スポーツ・レクリエーションの環境づくり	スポーツを通じた交流による新しい地域コミュニティづくりや、創作活動等を通じた世代間交流を図るため、スポーツ推進委員事業、各子ども会事業、公民館事業等で、各種スポーツ教室や創作活動、野外活動等を実施します。	スポーツ振興課 生涯学習課
(3)地域連携の教育支援	公民館を核とした地域が、放課後や週末等にこどもが安心して活動できる場を確保し、こどもの成長を支援する放課後子ども教室推進事業に取組みます。 また、学校週5日制の実施下で、学校・家庭・地域が連携して、土曜日の有意義な学びの場を実現できるよう取り組みます。	生涯学習課

## 2-3 地域における子育て支援サービスの充実

地域での世代間交流や助け合いの精神による支援、子育て支援拠点等での親子交流事業や子育て家庭同士の交流の促進を通して、子どもが各地域で健やかに育つように支援します。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) ファミリー・サポート・センター事業	地域で育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの保育施設等への送迎や一時預かり等を行い、地域の中で助け合って子どもを育む事業で、令和6年度から、おねがい会員の対象年齢を18歳まで拡充しました。今後は、まかせて会員のさらなる確保に努めるとともに、提供体制や制度内容等の充実を図れるよう検討します。	子育て支援課
(2) 子育てホームヘルプ事業	妊娠期から子育て期の家庭に子育てホームヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行うことで、子育て家庭の負担軽減をはかるとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。今後は、対象期間等の見直しを含め、必要とする家庭を援助できる支援強化に努めます。また、利用促進のため、一層の普及啓発に努めます。	子育て支援課
(3) 地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流することで、育儿への不安を解消すること等を目的として、概ね0歳から3歳までの子どもとその家族を対象につどいの広場事業を実施します。 また、「地域子育て相談機関」として位置付け、相談機能の強化を図ります。	子育て支援課
(4) 利用者支援事業	児童福祉法の改正等により、ますます子育て支援サービスが多様化する中、現在の体制に見直しをかけて、より地域に密着した体制を構築します。 地域子育て相談機関と子ども家庭センターがきめ細やかな連携を図り、切れ目のない支援体制を作ります。利用者がそれぞれの状況にふさわしいサービスを選択して円滑に利用できるよう、関係機関との連携を推進します。	子育て支援課

(5)一時預かり事業	<p>保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。今後は、預かり時間の拡大等についても検討します。</p> <p>また、幼稚園の通常の教育とは別に、保育が必要な在園児に対する預かり保育を継続して実施し、保育の質の充実に取り組みます。</p>	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課
(6)病児保育事業 (病児・病後児保育)	病気の回復期にある乳幼児・児童の一時的な預かりを病院などで実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。今後は、サービス実施施設の充実について検討・推進します。	保育幼稚園課
(7)子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童福祉施設等で食事の提供や入浴等の生活援助を受けることができます。サービスを必要とする人のための普及啓発に努めます。	子育て支援課

## 2-4 多様な働き方の実現と働き方の見直し

近年の核家族化や共働きの増加の影響を考慮して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と男性の育児への参加、女性の社会進出のための就労支援等により、子育て家庭の多様なあり方を支援します。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)男性の働き方の見直しと 家事・育児への参画拡大	女性の社会進出が進み、就労形態が多様化している現状に鑑み、ワーク・ライフ・バランスの浸透や男性の育児休業の取得促進等、男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大をめざし、講演会等を通じて普及啓発に取り組みます。	人権課
(2)女性の就労支援	依然として出産、育児等を契機に退職せざるを得ない女性が多く、再就職が困難であったり、再就職後不安定な労働条件におかれたりしている現状に鑑み、女性活躍推進事業の紹介等、企業への働きかけや普及啓発に努めます。	人権課

## 2-5 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立できる体制整備のために企業に対して啓発を行うとともに、保育体制の整備・充実を通して、子育て世帯が働きやすく子育てしやすい環境づくりに努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 企業に対する意識啓発	子育て家庭が仕事と子育てを両立しやすい就労環境を整えるため、ハローワークや香川労働局等とも連携を図りながら、子育てを応援する企業を市が支援するための取組を検討・推進します。	産業政策課
(2) 両立支援のための体制整備	子育て家庭で男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、保育施設等での保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等、就労している保護者の子育て支援施策を継続して実施するとともに、さらなる支援体制の充実に努めます。 また、仕事と子育ての両立ができるよう、働きやすい職場づくりをめざし、市内企業への普及啓発に努めます。	人権課 保育幼稚園課 子育て支援課

## 2-6 ひとり親家庭等への自立支援の推進

三豊市では、こどものいる世帯数は減少傾向ですが、ひとり親家庭の割合は増加傾向にあります。こどもがひとり親家庭等においても健全に成長できるよう、経済的支援や親への自立支援等、様々な支援に取り組みます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)ひとり親家庭の子育て支援	年々ひとり親家庭等が増加する中、ひとり親家庭等における子育てと生計の二重の負担を軽減することが求められています。保育の必要性の認定における考慮や、ファミリー・サポート・センターの援助活動利用料の一部補助等を実施します。 また、ひとり親家庭等への支援について今後も市広報やホームページ、郵送等で周知を図ります。	子育て支援課
(2)サポート体制の充実	年々増加傾向にあるひとり親家庭の就労関係相談について、母子・父子自立支援員による母子・父子自立支援プログラム策定事業を行い、ハローワークとの連携による個々のニーズ等に応じた就労支援に繋ぐことで、精神的な安らぎや自立への解決策が見いだせるよう支援します。	子育て支援課
(3)ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の健康保持と生活の安定に寄与するため、医療費の一部を支給し、ひとり親家庭等の福祉向上を図ります。	健康課
(4)児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課
(5)母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定に資する就職について、資格取得のための就学等、積極的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を実施するとともに、普及啓発に努めます。	子育て支援課
(6)遺児年金支給事業	遺児（父母又はその一方を死亡等により失った児童）の健全育成と児童福祉の増進を図るため、遺児年金支給事業を実施します。	子育て支援課

(7)母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低金利で修学資金等の貸付を実施します。	子育て支援課
(8)養育費受取支援事業	ひとり親家庭等が、養育費に関する公正証書等の作成費用を負担した場合、また受け取るべき養育費に関して、養育費保証契約を締結した場合に要する費用に対し、それぞれ補助金を交付します。	子育て支援課

## 2-7 包括的・持続的な支援の充実

妊娠婦や子ども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、こども家庭センター「なないろ」を中心として、すべての妊娠婦、子育て家庭、こどもを対象に切れ目のない支援を行います。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)子育てに関する各種相談 対応	こども家庭センター「なないろ」を中心として、就学前～就学後～おおむね18歳までの保護者、子ども自身からの様々な相談に電話や面談、訪問等で対応します。 また、支援ニーズを踏まえて、医療・福祉、教育、地域の子育て支援機関等へ繋ぎ、包括的、継続的な支援を提供し、育児不安や虐待の予防に努めます。必要に応じて個別にサポートプランを策定し、定期的にモニタリングや課題の整理をしつつ、変化する状況を把握し対応します。	子育て支援課
(2)安心して子育てができる 地域づくり	こども家庭センター「なないろ」として、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連携、協働の体制づくりを行います。 また、地域住民を含む、地域の必要な子育て資源の育成、開発、地域課題の発見や共有に努めます。	子育て支援課

## 基本目標3. こどもの健やかな育ちの支援

### 3-1 次世代の親の育成

こどもが成長する過程において、道徳教育や人権教育を通して倫理観を養うとともに、次代を支える大人となり、いざなは親となるという自覚をこどもに育む様々な体験や経験の場の提供に取り組みます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 道徳教育の推進	規範意識や社会性を醸成するため、年間計画に基づいた道徳教育を進めるとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。	学校教育課
(2) 人権教育の推進	人権尊重の意識や言動の涵養、定着をめざし、保育施設・幼稚園等、小・中学校では、市が作成した教材を活用し、それぞれの発達段階に合わせた人権教育を推進します。	学校教育課
(3) 乳幼児とふれあう機会の充実	中学生が乳幼児とふれあうことでの大切さを実感し、次世代の親として成長できるよう、保育施設・幼稚園等と連携し、ふれあいの機会が持てるよう努めます。	学校教育課 保育幼稚園課
(4) 就業感・就労感の育成	職場体験等を通じて、次世代を担うこどもの働くことに対する意識を高めるキャリア教育を推進します。	学校教育課
(5) 総合的な学習等を活用した職業人講話	キャリア教育として、地域で実際に働く人の講話等を通じて、働く意義や就職に対する社会性を醸成します。	学校教育課

### 3-2 地域における体験活動の促進

地域での体験活動を通して、地域住民との世代間交流や地域交流を推進します。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 児童館における交流	子ども会等の地域組織、学校、関係機関等と連携しながら、異年齢のこどもたちの交流や地域住民との交流を図ります。	子育て支援課 人権課
(2) 世代間交流・地域開放の促進	保育施設・幼稚園等において、中学生や高校生の職業体験や地域住民との里山登山体験、老人会との交流等、積極的に地域での世代間交流に取り組みます。  また、降園後に親子で遊ぶ場や保護者同士の交流の場としての園庭開放や、地域の公共施設等における掲示する等、地域開放や地域交流を推進します。今後は、園庭開放での安全利用のための取組を検討します。	保育幼稚園課 学校教育課

### 3-3 成育医療の充実

小児医療体制の整備や医療費の助成等により、子どもを安心して生み育てられるための環境整備に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 小児医療の体制づくり	本市をはじめ、全国的に小児科医が不足している状態に鑑み、近隣の小児科がある初期～三次医療機関との連携を推進するとともに、小児医療体制の整備について検討します。	健康課
(2) 子ども医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病的早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	健康課
(3) 小児医療給付制度	子どもの慢性的な病気や障がいを改善させるため、医療給付制度を適切に実施します。 ①未熟児養育医療費支給事業 出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が弱いために入院医療が必要な未熟児への医療給付を行います。 ②小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 特定の対象疾患を持つ子どもで認定基準を満たしていると認められた場合必要な医療給付を行います。 ③自立支援医療費(育成医療)給付事業 肢体不自由、心臓、視覚、聴覚機能障がい等の疾患を持ち、確実に治療効果が期待できる子どもを対象に医療費の給付を行います。	健康課 福祉課

### 3-4 食育の推進

「食」は健康な体づくりのみならず、「食を通じたコミュニケーション」、「地域の伝統文化の伝承」、「自然との共生」等、あらゆる分野にわたり重要な役割を担っています。教育・保育施設や学校におけるこどもへの食育と、子育て家庭の日々の食事のあり方への啓発等を通して、食育を推進するように努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(Ⅰ) 食育の推進	<p>「三豊市食育推進計画」に基づき、食生活改善推進員による地域での食育の取組等、関係機関、地区組織等と連携しながら、草の根的に広がりのある取組を推進します。</p> <p>また、保育施設・幼稚園等、小・中学校でも栄養教諭による指導や、地産地消による安全・安心な給食の提供、農業体験等を通じた食育の取り組みを推進します。</p>	健康課 保育幼稚園課 学校教育課 学校給食課

### 3-5 障がいのあるこどもへの施策の充実

障がいのあるこどもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのあるこどもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)障がいのあるこどもへの教育・保育の充実	<p>保育施設・幼稚園等、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施しています。今後は、研修等の専門的な知識を得る機会を増やし、より適切な支援ができるよう検討します。</p> <p>また、県内統一のサポートファイル「かけはし」の活用について、福祉・保健・医療・教育等の連携を図るとともに、ライフステージを通じて必要な支援がスムーズに受けられるよう、利用の普及啓発に努めます。</p>	保育幼稚園課 学校教育課
(2)障がいの早期療育	障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、早期療育を行える支援体制の強化に努めます。	福祉課
(3)障がいのあるこどもへの地域における生活支援の充実	<p>自立支援事業、地域生活支援事業で個々の状況に応じて効果的な支援を提供します。</p> <p>また、障がいのある子どもの居場所や保護者同士のコミュニケーションの場を確保し、障害児通所支援施設のほか関係機関等と連携をとりながら、障がいのある子どもが身近な地域社会で安心して過ごせるよう取り組みます。</p>	福祉課
(4)特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神または身体に障がいのある子どもを監護・養育している父母や監護者に対して手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	福祉課
(5)障害児福祉手当支給事業	重度の心身、知的または精神障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に手当を支給します。	福祉課

<p>(6)発達障がい、発達の気になる子どもへの支援の連携</p>	<p>発達障がいや発達の気になるこどもや保護者への相談体制を充実させます。保育施設、幼稚園、小学校等への巡回相談を行い、発達が気になる段階から適切な支援を行えるように支援者等に対しての助言、サポートを行います。</p> <p>また、三豊市発達障害等支援連携会議を設置し、関係機関との密接な連携及び支援体制づくりを推進します。発達障がいのあるこどもが、保育施設・幼稚園等から小学校・中学校へと就学・進学する際に、家庭、保育施設・幼稚園等、小・中学校間が連携し、安心して円滑に学校生活等を過ごせるよう、切れ目がない支援に努めます。</p>	<p>子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課</p>
-----------------------------------	---	------------------------------------

## 基本目標4. こどもの家庭生活の支援の充実

### 4-1 こどもの貧困対策の推進

ひとり親家庭の増加やさまざまな家庭環境の変化があるなか、こどもの貧困対策が課題として取り上げられています。三豊市では「みとよ子ども未来応援計画」を策定し、将来を担うこどもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことができる環境を整え、教育の機会均等等を図ることを目指して取り組んでいきます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 教育支援	就学前教育及び小・中学校の教育現場において、関係者が互いに連携し、確かな学力と豊かな心の育成に努めながら、総合的貧困対策に努めます。就学援助費の支給、保育料の軽減、奨学金の支給等により経済的負担の軽減を図ります。生活困窮世帯への学習支援を行い、学習意欲の向上、高校進学へとつなげます。	保育幼稚園課 学校教育課 福祉課 人権課
(2) 生活支援	生活困窮にある子育て家庭に対して、養育や保育の支援を行い、子育てを手助けします。健康管理意識の啓発、食育、健診、相談等子育てに関する支援を総合的に行い、自立した生活の確立を目指します。	子育て支援課 保育幼稚園課 生涯学習課
(3) 就労支援	就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。	福祉課 子育て支援課
(4) 経済的支援	各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、経済的自立に向けた支援を行います。	福祉課 子育て支援課 健康課

## 基本目標5. 困難な環境にある子どもの支援

### 5-1 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行い、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化や啓発活動等により、児童虐待の防止に努めます。また、実態調査等の実施によりヤングケアラーの早期発見に努め、相談や各種必要な支援につなげるための体制強化に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 子どもの安全確保の優先と迅速な対応	<p>近年児童虐待相談件数は増加しており、緊急対応やより高度な専門的知識が必要なケースが増えています。市で相談・通告を受けたケースのうち、緊急危険度が高いと判断される場合や子どもの保護が必要とされる場合は、県西部子ども相談センター等と協議し対応するとともに、必要に応じて当該センターと同行訪問し、安全確認等を行います。</p> <p>また、虐待の初期対応においては、関係機関から成る三豊市児童対策協議会で情報交換や対応の協議を行います。</p>	子育て支援課
(2) 組織的な対応及び関係機関の連携	<p>児童虐待等の問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な対応をするため、児童家庭相談員を配置し、相談体制を整備します。</p> <p>また、関係機関との連携については、三豊市児童対策協議会において、県西部子ども相談センターのほか、市教育委員会・三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法の協議等を行います。特に、自らSOSを出すことができない保護者・乳幼児については、子ども家庭センター内で密に情報共有を行い、問題の早期発見・早期対応のため、きめ細やかな予防的介入ができる体制としています。今後も実務者会議や個別ケース検討会議等協議体制の充実を図るとともに、関係機関が相互に日常的な連携がとれる体制づくりを整えます。</p>	子育て支援課

(3) 啓発活動の充実	<p>児童虐待防止に加え、しつけと称した体罰や暴言、DV(ドメスティックバイオレンス)が子どもに及ぼす影響等について、広報啓発に取り組みます。</p> <p>また、相談窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189(いちはやく)」等の周知により、相談や支援につながる体制づくりを図ります。</p>	子育て支援課
(4) 養育支援訪問事業	<p>要支援児童、特定妊婦、要保護児童等、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を実施します。今後は、保育士や保健師等による訪問・相談が行える体制づくりに努め、支援する家庭に適した養育支援を行います。</p>	子育て支援課
(5) 子育て世帯訪問支援事業	<p>家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員(ヘルパー)が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施します。</p>	子育て支援課
(6) 児童育成支援拠点事業	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。</p> <p>「子どもの居場所づくり事業」を市社会福祉協議会に委託し、こども食堂等を含む地域の居場所づくりやその活動をサポートしており、今後も、個人や団体、また活動に関心のある企業などをつなげるネットワークを構築し、こどもが安心して自分らしく過ごすことができる地域づくりを目指します。</p>	子育て支援課
(7) 親子関係形成支援事業	<p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。</p> <p>また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として実施します。</p>	子育て支援課

(8) ヤングケアラーへの支援	<p>ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。ヤングケアラーの課題がある家庭は、経済的困窮や介護、疾病など、複合的な課題がありながらも孤立等のため、支援が行き届いていないことが多い状況もあることから、実態調査等の実施により、ヤングケアラーの早期発見に努めます。</p> <p>また、相談や各種必要な支援につなげるため、各分野の相談支援機関や地域づくり関係事業との連携を図り、重層的な支援体制の強化に努めます。</p>	子育て支援課 福祉課 介護保険課 学校教育課
-----------------	---	---------------------------------

## 基本目標6. こどもにやさしい地域づくり

### 6-1 非行防止対策等の推進

関係機関との連携による見守り活動や啓発等を行うことにより、こどもの健全育成と非行防止に努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 非行防止対策の推進	少年の健全育成を図るため、地域や警察等の関係機関・団体と連携し、非行防止・啓発・広報を行うとともに毎日の街頭補導やパトロールの実施に努めます。	生涯学習課 (少年育成センター)

## 6-2 ネット・ゲーム依存対策の推進

子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存について、正しい知識の周知や適正利用について普及啓発を行い、未然防止を図るよう努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1) 未然防止のための正しい知識の普及啓発	<p>児童・生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存についての正しい知識の周知や予防啓発に取り組みます。</p> <p>また、乳幼児期の子育てにおいても、スマートフォンに頼りすぎない育児やこどもとの向き合い方の提言等を行いながら、適正な利用ができるよう保護者に対して理解を促します。</p>	福祉課 子育て支援課 学校教育課
(2) 早期対応のための関係機関との連携	ネット・ゲーム依存の相談・支援の取り組みとして、専門機関と連携を図り、早期対応ができる体制を整備します。	福祉課 子育て支援課

### 6-3 心と体の成長のための有害環境等対策

子どもの健やかな成長を妨げる有害な環境の改善と、思春期のこどもへの見守りや教育等を推進することにより、三豊で育つこどもが有害な環境や情報に接しないよう努めます。

#### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)喫煙防止対策の推進	<p>「三豊市健康増進計画」に基づき、受動喫煙防止対策として、健康教育、ポスター掲示を行い、マナーからルールへ市民全体の意識向上に向けて普及啓発を実施します。(公的機関、市内公園、各種商業施設等)</p> <p>未成年者の喫煙防止のため、学校、地域、関係機関・団体等と連携して、街頭補導の強化や広報啓発活動を推進します。</p>	健康課 学校教育課 生涯学習課 (少年育成センター)
(2)薬物乱用防止対策の推進	近年、中学生の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れつつあるため、「三豊市健康増進計画」に基づき、県西讃保健所・三豊警察署・薬剤師会・ライオンズクラブ・学校等の関係機関と連携し、キャンペーンやイベント等で正しい知識の普及啓発活動を行い、薬物乱用防止に努めます。	健康課 学校教育課 生涯学習課 (少年育成センター)
(3)有害環境対策の推進	多様化している有害環境・情報に対応するため、街頭補導やパトロールによる有害環境の把握やこどもたちへの指導・声掛け、白ポストによる有害図書等の定期的回収を行います。	生涯学習課 (少年育成センター)

## 6-4 安全・安心な地域づくりの推進

こどもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、児童生徒に対する交通安全教育等を推進します。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)こどもが被害に遭わないためのまちづくり	<p>地域住民による安全安心パトロール隊や子ども地域安全見守り隊の活動を実施していますが、住民参加の地域偏在があるため、参加者の促進に努めます。</p> <p>また、夜間の犯罪を未然に防止し、通学路等の通行の安全を図るために防犯灯の移設・維持管理を実施します。こどもが一日の大半を過ごす場である教育・保育施設については、安全で豊かな環境を確保することが不可欠であるため、施設については非構造部材も含めた耐震化を図るとともに、命を守るために防災訓練を実施します。</p> <p>また、学校遊具を安心して利用できるよう、点検・修理を実施します。</p>	総務課 保育幼稚園課 教育総務課 生涯学習課 (少年育成センター)
(2)交通安全教育の推進	市内の保育施設・幼稚園、小・中学校等、幼児・児童・生徒を対象に交通安全教室を実施します。警察署や交通指導員、地域ボランティア等と連携し、幼児・児童・生徒に対して交通安全教育を行います。	総務課 保育幼稚園課 学校教育課
(3)チャイルドシートの着用推進	自動車走行中のこどもの安全を確保するため、警察等と連携した保育施設・幼稚園等における啓発・指導を行う等、チャイルドシート着用を啓発し、着用率の向上を図ります。	総務課
(4)安全な道路交通環境の整備	道路整備に当たっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全等に配慮し、環境と人にやさしい道づくりを進めます。幹線道路の歩道整備計画を進めるとともに、未就学児が日常定期に集団で移動する経路、通学路においては、関係機関と合同安全点検を実施し、危険箇所の解消に取り組みます。	建設港湾課

## 6-5 教育・保育施設等の環境整備

子どもが安全・安心に学校生活等を過ごせるように、教育・保育施設等の環境整備や、適正規模・適正配置に努めます。

### 主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
(1)教育・保育、子育て支援施設等の環境整備	<p>子どもたちが1日の大半を過ごす教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の実施施設等については、経年劣化による大規模修繕等が必要な施設も増えていることから、計画的に改修等を行うことで、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>また、各施設の統合や機能集約等による再編を検討するとともに、子どもたちが安全・安心に過ごせるための環境整備に努めます。</p>	保育幼稚園課 教育総務課 子育て支援課
(2)良質な教育環境の整備	<p>良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、必要な施設整備や設備整備に努めます。</p> <p>また、児童・生徒数が減少傾向にある現状を踏まえ、同世代の多様な考えに触れ、互いに学びあう機会を作り、子どもたちがたくましく育つ環境を整備するために、学校の適正規模・適正配置を推進します。</p>	教育総務課 学校教育課

# 第7章 就学前教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## I. 提供区域の設定

本市では、認定区分ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（国が定める19事業のうち区域設定の必要な17事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	7区域	就学前教育・保育施設の適正規模と配置等との整合性や利用しやすさの視点の両方を勘案した上で、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる中学校区（旧町単位）の7区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	市内全域	現状の提供体制や利用状況を踏まえ、市内全域（1区域）とします。
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健康診査		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
一時預かり事業		
延長保育事業		
病児保育事業（病児・病後児保育）		
放課後児童健全育成事業		
子育て世帯訪問支援事業		
児童育成支援拠点事業		
親子関係形成支援事業		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
産後ケア事業		
妊婦等包括相談支援事業		

## 2. 就学前教育・保育事業

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設(確保方策)
1号	3~5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3~5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園・認可外保育施設
3号	0~2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業 認可外保育施設

### ※「地域型保育事業」

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0~2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

本市には、小規模保育事業所が5か所(令和7年3月31日時点)あります。

### ※「認可外保育施設」

認可を受けていない保育施設の総称です。保育の必要性等の認定が不要であるため、入所に際しては各施設事業者と保護者の直接契約となります。ただし、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設を地域枠で利用する場合には認定が必要となります。

本市には、2か所の企業主導型保育施設があり、国の指針により、認可外保育施設(企業主導型保育施設の地域枠)を「量の見込みと確保方策」(次ページ以降)に設定しています。

## (1) 三豊市全体の量の見込みと確保方策

### (ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

保育ニーズの高まりを受けて、1号認定については第2期計画期間中の実績は減少傾向にありますが、引き続き子育て家庭のニーズを受け止められる施設整備に努めます。なお、確保方策には、次に示す(イ)2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)と合わせた数値を記載しています。

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	148	142	136	131	127
確保方策	1,005	975	975	975	975

### (イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

2号認定における幼稚園の利用希望は、実際は1号認定の扱いとなりますが、教育ニーズのある家庭としてとらえられます。その定員は定めていないため、(ア)1号認定の確保方策で満たすものとして計上しています。

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	346	336	317	309	294
確保方策	1号認定で確保				

### (ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用)

本市の子どもの人口は減少傾向にありますが、第2期計画期間中の実績は急激な増加となりました。人口推計によると本市の子どもの人口は今後も減少が見込まれますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	570	529	517	489	489
確保方策	保育所・認定こども園	662	617	617	617
	認可外保育施設	2	2	2	2
	合計	664	619	619	619

(エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用)

国の定めにより、0歳、1歳、2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位:人)

3号認定(0歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		152	148	144	139	136
確保方策	保育所・認定こども園	152	152	152	152	152
	地域型保育事業	31	31	31	31	31
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
	合計	192	192	192	192	192

3号認定(1歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		239	233	227	218	213
確保方策	保育所・認定こども園	285	280	280	280	280
	地域型保育事業	27	27	27	27	27
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
	合計	320	315	315	315	315

3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		239	247	239	231	224
確保方策	保育所・認定こども園	316	311	311	311	311
	地域型保育事業	23	23	23	23	23
	認可外保育施設	12	12	12	12	12
	合計	351	346	346	346	346

## (2) 各区域の量の見込みと確保方策

### ●高瀬区域

#### (ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	34	30	30	30	30
確保方策	325	325	325	325	325

#### (イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	93	82	83	78	80
確保方策	1号認定で確保				

#### (ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	157	140	141	131	135
確保方策	保育所・認定こども園	137	137	137	137

#### (エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	66	64	62	60	60
確保方策	保育所・認定こども園	51	51	51	51
	地域型保育事業	13	13	13	13
	合計	64	64	64	64
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	78	75	73	71	69
確保方策	保育所・認定こども園	73	73	73	73
	地域型保育事業	9	9	9	9
	合計	82	82	82	82
3号認定(2歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	68	79	76	74	72
確保方策	保育所・認定こども園	79	79	79	79
	地域型保育事業	9	9	9	9
	合計	88	88	88	88

●山本区域

(ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	8	7	8	8	9
確保方策	30	30	30	30	30

(イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	0	0	0	0	0
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	93	84	90	86	100
確保方策	保育所・認定こども園	120	120	120	120
	認可外保育施設	2	2	2	2
	合計	122	122	122	122

(エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	10	10	10	10	9
確保方策	保育所・認定こども園	15	15	15	15
	認可外保育施設	3	3	3	3
	合計	18	18	18	18
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	23	23	23	23	21
確保方策	保育所・認定こども園	35	35	35	35
	認可外保育施設	3	3	3	3
	合計	38	38	38	38
3号認定(2歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	19	33	33	31	31
確保方策	保育所・認定こども園	40	40	40	40
	認可外保育施設	4	4	4	4
	合計	44	44	44	44

●三野区域

(ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	28	29	27	27	24
確保方策	210	210	210	210	210

(イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	72	73	69	67	60
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	76	77	73	71	63
確保方策	保育所・認定こども園	70	70	70	70

(エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		18	17	17	17	16
確保方策	保育所・認定こども園	20	20	20	20	20
	地域型保育事業	13	13	13	13	13
	合計	33	33	33	33	33
3号認定(1歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		45	44	44	42	41
確保方策	保育所・認定こども園	33	33	33	33	33
	地域型保育事業	13	13	13	13	13
	合計	46	46	46	46	46
3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		46	36	34	34	33
確保方策	保育所・認定こども園	37	37	37	37	37
	地域型保育事業	12	12	12	12	12
	合計	49	49	49	49	49

●豊中区域

(ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	39	40	36	36	34
確保方策	270	270	270	270	270

(イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	149	152	137	137	129
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	32	33	29	30	28
確保方策	保育所・認定こども園	30	30	30	30

(エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	27	26	26	25	24
確保方策	保育所・認定こども園	26	26	26	26
	地域型保育事業	5	5	5	5
	認可外保育施設	6	6	6	6
	合計	37	37	37	37
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	42	41	40	38	37
確保方策	保育所・認定こども園	59	59	59	59
	地域型保育事業	5	5	5	5
	認可外保育施設	5	5	5	5
	合計	69	69	69	69

3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	51	45	44	43	41	
確保方策	保育所・認定こども園	65	65	65	65	65
	地域型保育事業	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
	合計	75	75	75	75	75

## ●託児区域

### (ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	21	19	18	17	17	
確保方策	120	90	90	90	90	

### (イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	28	25	24	23	22	
確保方策	1号認定で確保					

### (ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	125	113	105	99	97	
確保方策	保育所・認定こども園	170	125	125	125	125

### (エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	20	20	19	18	18	
確保方策	保育所・認定こども園	20	20	20	20	20
3号認定(1歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	34	33	32	30	30	
確保方策	保育所・認定こども園	42	37	37	37	37
3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	30	32	31	29	28	
確保方策	保育所・認定こども園	48	43	43	43	43

●仁尾区域

(ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	15	14	14	13	11
確保方策	35	35	35	35	35

(イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	4	4	4	4	3
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	61	59	58	52	45
確保方策	保育所・認定こども園	75	75	75	75

(エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	7	7	6	6	6
確保方策	保育所・認定こども園	10	10	10	10
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	12	12	11	11	11
確保方策	保育所・認定こども園	24	24	24	24
3号認定(2歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	19	14	14	13	13
確保方策	保育所・認定こども園	26	26	26	26

●財田区域

(ア) 1号認定(3~5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	3	3	3	2	3
確保方策	15	15	15	15	15

(イ) 2号認定(3~5歳／幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	0	0	0	0	0
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	26	23	21	20	21
確保方策	保育所・認定こども園	60	60	60	60

(エ) 3号認定(0~2歳／保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	4	4	4	3	3
確保方策	保育所・認定こども園	10	10	10	10
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	5	5	4	4	4
確保方策	保育所・認定こども園	19	19	19	19
3号認定(2歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	6	8	7	7	6
確保方策	保育所・認定こども園	21	21	21	21

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の19事業が定められています。

対象事業	
	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
地域子ども・子育て支援事業	(10) 病児保育事業(病児・病後児保育)
	(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
	(18) 産後ケア事業
	(19) 妊婦等包括相談支援事業

«次ページ以降の表の単位について»

・「人」 …… その事業を利用する「実人数」を表しています。

・「人日」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する日数を表しています。

例えば、1年間に10日利用する人が10人いる場合は、10日×10人=100人日となります。

・「人回」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する回数を表しています。

例えば、1年間に10回利用する人が10人いる場合は、10回×10人=100人回となります。

## (1) 利用者支援事業

核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、孤立感や負担感を抱える家族が増加し、不安や悩みを抱えて子育てに取り組んでいる世帯が多くなっています。市内地域子育て支援拠点において18歳までの子育て世帯やこどもが身近に相談できる地域子育て相談機関を整備します。また、一体的な支援を実施するため、こども家庭センター型との連携を図ります。

(単位:か所)

地域子育て相談機関	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	7	7	7	7	7
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

※令和6年度までは「基本型」の箇所数を記載

(単位:か所)

こども家庭センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策					
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

※令和5年度までは「母子保健型」の箇所数を記載

## (2) 地域子育て支援拠点事業

安心して子育てや子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場を提供します。令和7年度からは週5日型の地域子育て支援拠点を地域子育て相談機関として設定し、相談機能の強化を図ります。なお、たくま広場は詫間庁舎の建替えに伴い、令和5年4月から週1回土曜日のみの開設としていますが、市民センター詫間が完成する令和8年1月から施設内にて実施再開予定であることから、利用者の増加が見込まれます。

(単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	23,000	28,000	30,000	30,000	30,000
確保方策	23,000	28,000	30,000	30,000	30,000
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	16,548	12,734	21,459	21,117	20,163

※令和6年度は見込み値

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠届出時に母子保健ガイドブックに綴じられている妊婦一般健康診査受診票を14枚交付し受診の必要性等について啓発しています。また、受診状況と受診結果を把握し、個別支援の必要な妊婦へは妊娠中に電話または訪問による保健指導を行なっています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数（人）	295	290	285	280	275
	健診回数（回）	3,245	3,190	3,135	3,080	3,025
(参考) 第2期計画中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	対象人数（人）	370	309	315	309	300
	健診回数（回）	4,144	3,617	3,503	3,408	3,300

※令和6年度は見込み値

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や、健康状態・養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う事業です。現在、事業の一部を香川県助産師会に委託しており、妊娠届出時の情報から、継続支援が必要なケースには保健師が訪問し、家庭の状況等背景を把握しています。また、要支援家庭に関しては、関係機関と連携を図っています。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		269	261	254	245	240
	(参考) 第2期計画中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	328	341	297	275	270	

※令和6年度は見込み値

## (5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。ホームスタートへ委託しており、すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、引き続き適切な運営に努めます。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
(参考) 第2期計画中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	2	3	2

※令和6年度は見込み値

## (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設等で母子又は子どもを預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。現在、市外の5施設に事業を委託して実施しています。

(単位:人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25
(参考) 第2期計画中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10	25	10	11	28

※令和6年度は見込み値

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
(参考) 第2期計画中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0	0	1

※令和6年度は見込み値

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

地域で育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの送迎や一時預かり等を行い、地域の中で助け合って子どもを育みます。量の見込み・確保方策としては、就学前・就学後（低学年・高学年）を記載していますが、令和6年度から18歳到達の年度末まで事業を利用できるように、対象年齢を拡充しました。今後も、まかせて会員のさらなる確保に努めるとともに、提供体制や制度内容等の充実を図れるように努めます。

（単位：人日）

就学前	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	500	500	500	500	500
確保方策	500	500	500	500	500
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	826	535	734	506	378

※令和6年度は見込み値

就学後（低学年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	260	260	260	260	260
確保方策	260	260	260	260	260
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	516	408	235	255	258

※令和6年度は見込み値

就学後（高学年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200	200	200	200	200
確保方策	200	200	200	200	200
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	188	140	117	199	54

※令和6年度は見込み値

## (8) 一時預かり事業

国の定めにより①幼稚園型、②幼稚園型以外の区分で、量の見込みと確保方策を設定しています。

### ①幼稚園型

幼稚園で通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

入園児数の減少に伴い、第2期計画期間中における実績値は令和2年度から減少傾向にありますが、幼稚園利用者の預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、適切な運営に努めます。

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61,620	58,539	55,612	52,831	50,819
確保方策	61,620	61,620	61,620	61,620	61,620
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	79,328	83,750	66,607	64,864	61,620

※令和6年度は見込み値

### ②幼稚園型以外

保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。土曜日については、これまで三野町1か所のみの実施でしたが、保護者のニーズに対応するため、令和6年度から豊中町1か所で隔週実施、余裕活用型として高瀬町1か所で実施しています。

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,890	2,452	2,867	2,609	2,387

※令和6年度は見込み値

## (9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用時間を超えて、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。保護者の就労形態の多様化や女性の就労率の向上に伴い、保育時間の延長に対応するため、こどもの健康や保護者のニーズを考慮しながら実施に努めます。

(単位:人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	30	30	30	30	30
(参考) 第 2 期計画中の 実績値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	21	21	26	25	25

※令和 6 年度は見込み値

## (10) 病児保育事業(病児・病後児保育)

こどもが発熱等の急な病気となったときやその回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。三豊市では、市外の三豊総合病院に事業を委託して実施していますが、ニーズの高まりを受け止めるため、近隣自治体の小児科医、病児・病後児保育との連携を図る等、提供体制の確保に努めるとともに、市内での実施について検討していきます。

(単位:人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	68	86	90	90	90
確保方策	90	90	90	90	90
(参考) 第 2 期計画中の 実績値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	23	85	49	60	60

※令和 6 年度は見込み値

## (II) 放課後児童健全育成事業

### ① 放課後児童クラブ

保護者が就労や疾病等により、昼間家庭で児童を保育することができない場合、放課後及び長期休業中に放課後児童クラブを実施し、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。研修や指導による支援員の資質の向上や適切な施設管理による保育環境の向上に努めます。運営の民間委託についても推進していきます。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,268	1,241	1,201	1,180	1,133
1年生(人)	271	258	251	253	230
2年生(人)	264	255	241	236	238
3年生(人)	244	240	232	223	217
4年生(人)	219	220	213	208	198
5年生(人)	158	166	162	156	152
6年生(人)	112	102	102	104	98
確保方策	1,268	1,241	1,201	1,180	1,133
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度 1,201	令和3年度 1,365	令和4年度 1,026	令和5年度 1,256	令和6年度 1,320

※令和6年度は見込み値

### ② 放課後子供教室との一体的運用

小学校の統合を伴う放課後児童クラブの統合を行う際には、基本的に放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的運用を行うものとし、令和8年度から豊中地区新設放課後児童クラブ(仮称)において、放課後子供教室との一体的運用(校内交流型)を行います。

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	-	1	1	1	1

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもや多子家庭に対し、保育所や幼稚園、認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。三豊市では、保育所・幼稚園等を利用する3~5歳児の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施しています。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。三豊市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員（ヘルパー）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。令和6年度から実施している事業で、市社会福祉協議会に委託しています。

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	144	144	144	144	144
確保方策	144	144	144	144	144
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	144

※令和6年度は見込み値

## (15)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

三豊市では、「子どもの居場所づくり事業」を市社会福祉協議会に委託し、子ども食堂等を含む地域の居場所づくりやその活動をサポートしています。計画期間中に市委託事業としての実施予定はありませんが、今後も、個人や団体、また活動に関心のある企業などをつなげるネットワークを構築し、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる地域づくりを目指します。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	-	-	-	-	-

## (16)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。三豊市では、令和7年度から新規事業として実施します。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	5	5	5
確保方策	3	3	5	5	5

## (17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満で保育所等に通っていない子どもとその保護者を対象とし、子どもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。三豊市では令和7年度は実施の予定はありませんが、令和8年度以降にすべての市町村で事業開始となるため、今後提供体制を整備します。

(単位:人日)

0歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	96	96	96	96
確保方策	-	96	96	96	96
1歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	48	48	48	48
確保方策	-	48	48	48	48
2歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	48	48	48	48
確保方策	-	48	48	48	48

## (18) 産後ケア事業

産後ケア事業を希望する産婦が誰でも利用できるよう、令和6年度から利用料を無償化したため、利用者が増加し、細やかな支援に繋がっています。出産(退院)後、市が委託している医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または助産師の訪問にて、母乳のこと、沐浴、赤ちゃんのお世話、産婦のメンタルヘルス等について助産師からケアを受けることが出来ます。妊娠期から周知をすることで、支援が必要な時期の利用に繋がりやすくなっています。助産師からケアを受け、頼ることができ、母子の愛着形成が促される等の効果があります。

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	115	120	120	130	130
確保方策	115	120	120	130	130
(参考) 第2期計画中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12	0	11	17	115

※令和6年度は見込み値

## (19) 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊娠婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、こども家庭センターの保健師が中心となり、妊娠時から妊娠婦等に寄り添い、出産・育児等の見直しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を推進します。

妊娠期には、「妊娠 8 か月相談」を実施し、全数の妊娠婦とパートナー（家族）を対象に産後の生活の変化、パートナーシップの大切さ、産後ケア事業等のサービスの利用について伝えます。

また、妊娠のための支援給付として、妊娠であることの認定後に 5 万円、出生届出等の後に妊娠している子どもの人数×5 万円を支給し、経済的支援と伴走型相談支援を組み合わせて実施します。

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	885	870	855	840	825
確保方策	885	870	855	840	825

# 資料

## I. 子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	元井 一郎	四国学院大学文学部
	金山 郁子	三豊市教育委員
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	久保田 貢生	三豊市立小・中学校校長会
	松岡 瑞穂	三豊市幼稚園長会
	藤田 佐枝	三豊保育研究会
	田井 清	NPO 法人チャイルドハウスみとよ
子どもの保護者	柴坂 茂男	三豊市PTA連絡協議会
	白川 朋果	三豊市PTA連絡協議会(幼稚園)
	喜田 美穂子	保育所保護者代表
事業主団体の代表者	青井 和代	三豊市商工会
労働者団体の代表者	米田 健	西讃地区労働者福祉協議会
公募に応じた市民	宮崎みどり	—
	藤田 晓里	—
市長が必要と認める者	前田 昭文	三豊市民生委員・児童委員協議会
	行燈 淳子	三豊市愛育会

※【任期】令和5年8月1日～令和7年7月31日

## 2. 子どもの人口推計(区域別)

参考資料として、区域別の人口推計を付しておきます。

### ◆子どもの人口推計(高瀬区域)◆

年齢	実績		本計画期間中の推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	73	70	68	66	64	63	
1歳	66	76	74	72	70	68	
2歳	93	66	78	76	74	72	
3歳	82	97	70	82	79	77	
4歳	102	82	97	70	83	79	
5歳	105	102	82	97	70	83	
就学前 計	521	493	469	463	440	442	
6歳	100	103	101	81	97	70	
7歳	129	98	103	100	81	97	
8歳	116	129	98	103	101	81	
9歳	105	116	129	99	103	102	
10歳	134	106	117	131	100	104	
11歳	125	132	105	116	130	100	
小学生 計	709	684	653	630	612	554	
12歳	123	125	133	105	118	131	
13歳	116	123	126	134	107	118	
14歳	115	115	122	125	133	106	
中学生 計	354	363	381	364	358	355	
15歳	126	115	115	122	126	134	
16歳	161	143	131	131	140	143	
17歳	127	163	145	133	134	142	
高校生 計	414	421	391	386	400	419	
合計	1,998	1,961	1,894	1,843	1,810	1,770	

資料:住民基本台帳(令和2~6年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

◆こどもの人口推計(山本区域)◆

	実績	本計画期間中の推計					
		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	27	25	25	24	23	22	
1 歳	19	31	29	29	28	27	
2 歳	35	19	32	31	31	29	
3 歳	29	39	21	36	34	34	
4 歳	33	28	38	21	36	35	
5 歳	38	32	28	39	21	36	
就学前 計	181	174	173	180	173	183	
6 歳	41	37	33	29	40	21	
7 歳	51	40	37	32	29	39	
8 歳	42	50	39	37	33	28	
9 歳	44	42	50	39	37	33	
10 歳	55	42	41	49	39	37	
11 歳	52	53	42	40	49	39	
小学生 計	285	264	242	226	227	197	
12 歳	42	51	54	42	41	49	
13 歳	69	42	52	54	42	41	
14 歳	53	67	40	51	53	42	
中学生 計	164	160	146	147	136	132	
15 歳	50	52	66	40	50	53	
16 歳	50	48	50	65	40	50	
17 歳	65	50	48	51	65	40	
高校生 計	165	150	164	156	155	143	
合計	795	748	725	709	691	655	

資料:住民基本台帳(令和 2~6 年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーポート変化率)

◆こどもの人口推計(三野区域)◆

	実績	本計画期間中の推計					
		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	50	48	46	46	44	44	44
1 歳	66	49	49	47	47	47	45
2 歳	56	68	51	51	49	48	48
3 歳	65	56	69	53	52	51	51
4 歳	65	63	56	68	52	51	51
5 歳	74	65	65	57	69	53	53
就学前 計	376	349	336	322	313	292	
6 歳	58	74	65	65	57	70	
7 歳	71	58	75	65	66	57	
8 歳	79	70	57	75	66	66	
9 歳	74	78	70	58	75	66	
10 歳	75	73	78	69	58	75	
11 歳	75	73	72	77	69	56	
小学生 計	432	426	417	409	391	390	
12 歳	90	74	73	72	76	69	
13 歳	80	89	74	73	71	76	
14 歳	74	79	88	73	73	72	
中学生 計	244	242	235	218	220	217	
15 歳	86	72	78	87	73	72	
16 歳	81	84	71	76	86	72	
17 歳	71	81	84	71	76	86	
高校生 計	238	237	233	234	235	230	
合計	1,290	1,254	1,221	1,183	1,159	1,129	

資料:住民基本台帳(令和 2~6 年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

◆こどもの人口推計(豊中区域)◆

	実績	本計画期間中の推計					
		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	65	61	59	57	55	54	
1 歳	74	66	62	60	58	57	
2 歳	61	72	64	60	59	56	
3 歳	92	63	75	67	64	62	
4 歳	71	90	63	74	67	64	
5 歳	86	73	94	65	77	69	
就学前 計	449	425	417	383	380	362	
6 歳	105	86	74	95	66	79	
7 歳	94	103	85	72	94	65	
8 歳	92	92	102	84	72	94	
9 歳	105	91	93	103	85	73	
10 歳	89	103	91	93	103	85	
11 歳	111	87	103	90	92	102	
小学生 計	596	562	548	537	512	498	
12 歳	84	108	85	100	89	89	
13 歳	99	83	107	85	100	88	
14 歳	83	99	84	108	85	101	
中学生 計	266	290	276	293	274	278	
15 歳	95	103	99	85	109	86	
16 歳	82	82	82	94	83	108	
17 歳	102	80	94	88	99	84	
高校生 計	279	265	275	267	291	278	
合計	1,590	1,542	1,516	1,480	1,457	1,416	

資料:住民基本台帳(令和 2~6 年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

◆こどもの人口推計(詫間区域)◆

	実績	本計画期間中の推計					
		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	45	43	41	39	38	37	
1 歳	45	46	44	43	42	40	
2 歳	56	45	48	46	45	43	
3 歳	57	54	44	46	45	43	
4 歳	64	57	54	45	47	45	
5 歳	65	64	59	56	46	49	
就学前 計	332	309	290	275	263	257	
6 歳	75	63	64	58	56	46	
7 歳	72	75	64	65	59	57	
8 歳	77	71	74	64	64	59	
9 歳	89	76	70	74	64	64	
10 歳	106	87	75	70	73	63	
11 歳	94	106	87	75	70	74	
小学生 計	513	478	434	406	386	363	
12 歳	113	91	104	87	75	69	
13 歳	96	113	93	106	87	75	
14 歳	96	96	114	93	106	88	
中学生 計	305	300	311	286	268	232	
15 歳	98	93	94	112	93	104	
16 歳	74	97	94	94	112	92	
17 歳	110	73	97	93	94	112	
高校生 計	282	263	285	299	299	308	
合計	1,432	1,350	1,320	1,266	1,216	1,160	

資料:住民基本台帳(令和 2~6 年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

◆こどもの人口推計(仁尾区域)◆

	実績		本計画期間中の推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	17	15	15	15	15	14	
1歳	25	17	17	17	16	15	
2歳	28	26	19	18	18	17	
3歳	22	28	26	19	19	18	
4歳	31	21	27	27	20	19	
5歳	19	31	22	29	27	20	
就学前 計	142	138	126	125	115	103	
6歳	29	19	33	23	31	30	
7歳	32	29	20	34	24	31	
8歳	30	32	29	20	34	24	
9歳	26	29	32	29	20	34	
10歳	45	26	29	33	30	21	
11歳	40	45	26	29	33	30	
小学生 計	202	180	169	168	172	170	
12歳	41	39	45	26	30	33	
13歳	47	41	40	45	26	31	
14歳	46	47	41	41	47	27	
中学生 計	134	127	126	112	103	91	
15歳	31	43	46	31	39	45	
16歳	37	28	41	39	39	38	
17歳	56	35	28	47	43	39	
高校生 計	124	106	115	117	121	122	
合計	602	551	536	522	511	486	

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆こどもの人口推計(財田区域)◆

	実績	本計画期間中の推計					
		令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	9	7	7	7	6	6	
1 歳	7	7	7	7	6	5	
2 歳	10	7	7	7	7	7	
3 歳	10	9	7	8	7	7	
4 歳	11	10	9	7	8	7	
5 歳	22	10	10	10	7	8	
就学前 計	69	50	47	46	41	40	
6 歳	26	22	10	10	10	7	
7 歳	15	26	23	11	10	10	
8 歳	24	15	26	23	12	10	
9 歳	22	22	14	26	23	10	
10 歳	28	20	22	13	25	21	
11 歳	23	28	22	22	14	26	
小学生 計	138	133	117	105	94	84	
12 歳	23	22	28	21	22	13	
13 歳	30	21	21	27	20	22	
14 歳	27	29	21	21	26	20	
中学生 計	80	72	70	69	68	55	
15 歳	36	26	28	21	21	26	
16 歳	27	35	25	27	21	21	
17 歳	33	26	35	21	28	21	
高校生 計	96	87	88	69	70	68	
合計	383	342	322	289	273	247	

資料:住民基本台帳(令和2~6年の各年4月1日時点)をもとに推計(コーホート変化率)

## 三豊市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和 7 年 3 月

【作成・発行】 三豊市 健康福祉部 福祉事務所 子育て支援課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL 0875-73-3016 FAX 0875-73-3023